

国指定史跡 根古谷台遺跡  
保存活用計画

令和8年（2026）3月

宇都宮市



## はじめに

宇都宮市は、北西に日光連山、北に那須連山を望み、東に鬼怒川の清流、南には広大な関東平野がひらけているなど、美しい豊かな自然環境に恵まれ、縄文時代から現在まで、脈々と続く歴史を有するとともに、数多くの文化財や伝統文化を育んでまいりました。

根古谷台遺跡は、墓域周辺に特殊な構造と大きさを持つ建物群が配置され、頻繁な建て替えが行われていることが特徴であり、このことから葬送儀礼などの場であったと考えられております。縄文時代の生活の様子を知る上で貴重な遺跡であることから、昭和63年に国史跡に指定されました。同年4月より3カ年計画で実施した史跡保存整備工事を経て、平成3年3月に「うつのみや遺跡の広場」として開園いたしました。

開園以来、「よみがえる太古」をキャッチフレーズに、歴史学習や憩いの場として多くの方々に利用されてきましたが、今後も適切な状態で保存・管理及び周知・啓発を進めるために、将来の再整備を見据え、「根古谷台遺跡保存活用計画」を策定いたしました。これからも多くの人々に親しまれ、実りある学びの場であり、観光資源・地域資源としても市内外の方々から愛される存在となるよう計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり根古谷台遺跡保存活用計画策定懇談会の委員各位をはじめ、ご指導・ご助言をいただきました文化庁及び栃木県並びに貴重なご意見をいただきました関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。



令和8年3月 宇都宮市長 佐藤 栄一

# 例 言

- 1 本書は、栃木県宇都宮市上欠町字根古谷台に所在する国指定史跡根古谷台遺跡の保存活用計画です。
- 2 本計画は、令和7年度に「根古谷台遺跡保存活用計画策定懇談会」に、意見聴取し、審議の上、宇都宮市が策定しました。
- 3 本計画の策定に関わる事務は、宇都宮市魅力創造部文化都市推進課が担当しました。
- 4 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課及び栃木県文化振興課の指導・助言を得ました。

# 目 次

はじめに

例言

## 第1章 計画策定の沿革と目的

第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画策定の目的	1
第3節	計画の対象範囲	2
第4節	委員会の設置	2
第5節	関連する計画と法令	4

## 第2章 史跡の環境

第1節	地理的環境	7
第2節	歴史的環境	8
第3節	都市的環境	15

## 第3章 史跡の概要

第1節	史跡の立地と環境	23
第2節	指定に至るまでの経緯	26
第3節	史跡等の指定	26
第4節	調査成果のまとめ	32

## 第4章 史跡の本質的価値

第1節	史跡としての価値	45
第2節	史跡公園としての価値	45

## 第5章 史跡の現状と課題

第1節	保存（保存・管理）	47
第2節	活用	49
第3節	整備	52
第4節	管理・運営	58

## 第6章 史跡の保存と活用に関する基本方針

第1節	計画の方向性	61
第2節	基本方針	62

第7章	史跡の保存と管理	
第1節	保存の方向性	6 3
第2節	保存の具体的な取組	6 3
第3節	現状変更の取扱基準	6 4
第4節	管理の方向性	6 6
第5節	管理の具体的な取組	6 6
第8章	史跡の活用	
第1節	活用の方向性	6 7
第2節	活用の具体的な取組	6 7
第9章	史跡の整備	
第1節	整備の方向性	7 1
第2節	具体的な取組	7 2
第10章	史跡の運営	
第1節	運営の方向性	7 3
第2節	運営の具体的な取組	7 3
第11章	実施計画	7 5
第12章	経過観察	7 7
資料	関係条例等	8 1

# 第1章 計画策定の沿革と目的

## 第1節 計画策定の沿革

栃木県宇都宮市根古谷台遺跡は、縄文時代前期（黒浜式期）に形成された遺跡であり、全国的に見ても最大級の建物跡群が発見されました。墓域内の数基の墓坑からは極めて貴重な玦状耳飾・首飾等が出土しており、縄文時代の社会構造・精神生活を探る上で、極めて重要な遺跡であると評価され、昭和63年（1988）5月17日に国史跡に指定されました。

宇都宮市では、根古谷台遺跡を保存・活用し、地域ぐるみで後世に継承するため、公有地化と史跡公園の整備を進めました。昭和63年（1988）4月に根古谷台遺跡（＝うつのみや遺跡の広場）の保存整備基本構想をまとめ、平成元年（1989）に「保存整備事業基本計画」及び「実施設計」を策定。平成元年度「史跡等活用特別事業費国庫補助」の採択を受け、平成3年（1991）3月20日に「うつのみや遺跡の広場」として、開園しました。

平成18年度には、発掘に関わった地元の方を中心に結成された西山文化財愛護会を指定管理者とし、管理・運営を行っています。

現在、「うつのみや遺跡の広場」は、縄文時代の復原建物やガイダンス施設を設置し、歴史学習と市民の憩いの場として、提供しています。

一方、開園から34年が経過し、復原建物やガイダンス施設の修理・修繕を随時行いながら、維持管理に努めていますが、経年の変化による建物や施設の劣化、樹木の高木化、展示内容の固定化などの課題が浮上しています。

そこで、根古谷台遺跡（＝うつのみや遺跡の広場）を適切な状態で保存・管理し、後世に残していくとともに、観光資源や地域資源として積極的に活用するため、将来の再整備を見据えた保存・活用計画を新たに策定することとしました。

## 第2節 計画策定の目的

少子高齢化・都市化などを背景とする地域の文化財の滅失や散逸を防止し、地域社会総がかりで継承に取り組み、観光やまちづくりなどに活用するなど、計画的な保存・活用を促進するために、平成31年4月に文化財保護法が改正されました。これにより、都道府県は文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定でき、市町村はそれを受けて、文化財保存・活用地域計画を策定できるようになりました。宇都宮市でも、令和6年（2024）12月に「宇都宮市文化財保存活用地域計画」を策定し、指定等文化財の個別の保存・活用の取組を記載しました。

本計画は、「宇都宮市文化財保存活用地域計画」の中に位置づいており、根古谷台遺跡の本質的価値を改めて認識し、「うつのみや遺跡の広場」が開園から34年経過した現状と課題を整理した上で、より良好な状態で未来へ継承するための保存、整備、管理、そして周辺環境や歴史文化資源も含んだ地域資源、観光資源として活用をすすめるための方向性と具体的な取組を定めることを目的とします。

### 第3節 計画の対象範囲

本計画は、史跡の保存と活用を万全なものにするため史跡指定地のほか、根古谷台遺跡のうち、西・北側の隣接活用地と南東側に広がる指定範囲以外の埋蔵文化財包蔵地についても対象範囲とし、一体的な保存・活用を図ることとします。

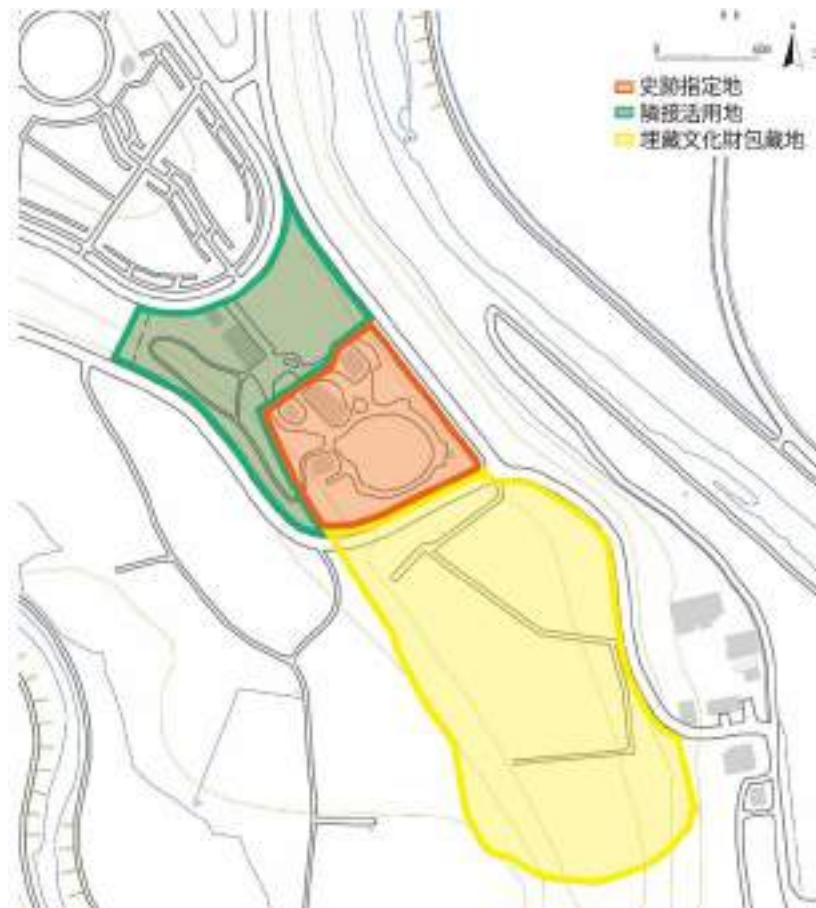


図1 保存活用計画対象範囲図

### 第4節 委員会の設置

計画策定にあたり、根古谷台遺跡の保存、整備及び活用に係る意見を聴取するため、「根古谷台遺跡保存活用計画策定懇談会」を設置しました。

懇談会は、考古学などの学識経験者と関係団体及び個人、市民公募によって選出された委員で構成され、指導・助言者として、文化庁文化財第二課及び栃木県文化振興課も同席しました。委員名簿及び会議記録は以下のとおりです。

**表1 委員名簿及び会議記録**

■根古谷台遺跡保存活用計画策定懇談会

(任期 令和7年8月1日～令和8年3月31日)

氏名	分野	所属等
梁木 誠	文化財	宇都宮市文化財保護審議委員会 委員長
設楽 博己	史跡	東京大学 名誉教授
上野 修一	考古学	栃木県考古学会 会長
大塚 雅之	観光	宇都宮市文化財ボランティア協議会 会長
手塚 英男	教育	大学又は教育現場経験者(元宇都宮市立西小学校長)
佐藤 房男	管理者	指定管理者 西山文化財愛護会 会長
高井 芳子	市民	市民公募

■オブザーバー(指導・助言)

氏名	分野	所属等
浅野 啓介	史跡	文化庁文化財第二課
田續 良太	史跡	栃木県文化振興課

■会議記録

期日	議事内容
令和7年8月19日	根古谷台遺跡保存活用計画策定について (顔合わせ・現状と課題の共有・章構成)
令和7年11月7日	素案について(現状と課題に基づく方針)
令和8年2月16日	素案について(素案とりまとめ)



図2 委員会の様子

## 第5節 関連する計画と法令

### 1 関連する計画

本市では、根古谷台遺跡の重要な歴史文化資源として、保存・継承し、地域資源として活用を推進するために、「根古谷台遺跡保存活用計画」を各種計画に位置付けます。

上位計画である「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」や「宇都宮市歴史文化基本構想」、「宇都宮市文化財保存活用地域計画」などとの整合性を図りながら計画を進めます。

#### (1) 第6次宇都宮市総合計画後期基本計画（令和5年度～令和9年度）

本市では、平成30年（2018）3月に第6次宇都宮市総合計画を策定しました。総合計画は基本構想、基本計画、実施計画から構成されており、基本構想に定めた令和32年（2050）の「将来のうつのみや像（都市像）」である「輝く人の和 つながるまちの環 魅力と夢の輪 うつのみや」の実現に向けて、各施策・事業に取り組んでいます。更なる取組の推進を図るため、令和5年（2023）2月に基本計画を改定し、後期基本計画を策定しました。

「第2部 基本計画」「第4章 分野別計画」の「政策8 地域資源を守り、活用した賑わいと活力ある社会の実現」「施策4 暮らしに息づく文化の継承・創造・活用の推進」では、施策の方向性として、歴史文化資源を市民共有の財産として保存・活用することにより、本市の新たな魅力づくりと地域の活性化を推進することを示しています。

#### (2) 宇都宮市歴史文化基本構想（平成29年度～令和18年度）

市内に所在する歴史文化資源を指定・未指定に関わらず幅広く捉え、その周辺環境までを含めて、総合的に保存・活用するための考え方や方針をまとめ、将来にわたり地域固有の歴史文化を守るとともに、これらを活かしたまちづくりを進めるために策定しました。

基本理念を「みんなでつなぐ 歴史文化の息づく交流都市 宇都宮～郷土の歴史を理解し、誇りをもって守り・活かし、みんなの力で未来につなごう～」とし、「1 歴史文化資源の価値を調べる、引き出す、守り伝える」、「2 歴史文化の魅力を学ぶ、知る、地域振興に活かす」、「3 保存・活用の多様な主体の参画を促進する」の3つの基本方針を定めています。また、多くの主体がそれぞれの立場で保存・活用に関わり、都市全体で歴史文化を保存・活用することを示しています。

**(3) 宇都宮市文化財保存活用地域計画（令和7年度～令和12年度）**

宇都宮市歴史文化基本構想の理念である「みんなでつなぐ歴史文化の息づく交流都市 宇都宮」の実現を目指し、文化財の個別・具体的な方針を記載することで、地域の風土や人々の生活から形成された文化財の保存・活用をより一層推進することを示しています。

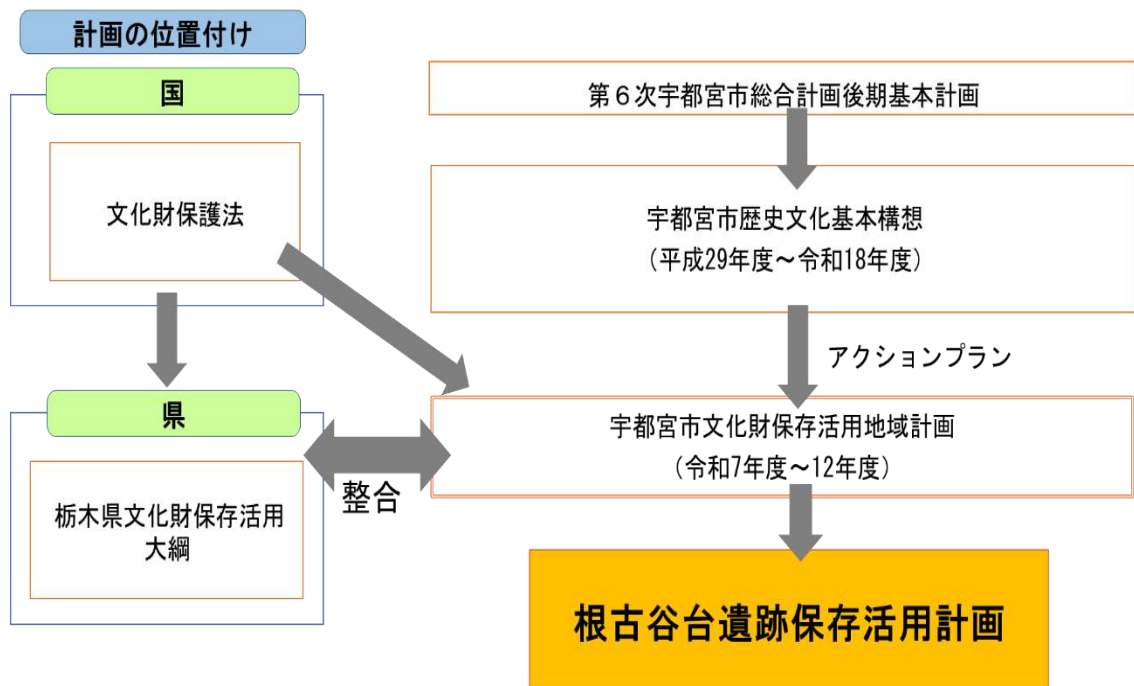


図3 他計画との関係図

**2 関係する法令**

本計画地に係る関係法令等には、以下があります。

- ・文化財保護法
- ・文化財保護法施行令
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出等に関する規則
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する届出等に関する規則
- ・宇都宮市文化財保護条例
- ・宇都宮市文化財展示施設条例



## 第2章 史跡の環境

### 第1節 地理的環境

本市は、栃木県のほぼ中央に位置し、北側は日光市、塩谷町、東側はさくら市、高根沢町、芳賀町、南側は真岡市、上三川町、下野市、西側は壬生町、鹿沼市と接しています。東京からは北に約100kmの距離に位置します。

416.85 km<sup>2</sup>の総面積を有し、東部に鬼怒川、中央部に田川、西部に姿川と、南北に3本の河川が流れており、それぞれの流域に低地が分布しています。鬼怒川低地より東側に宝積寺台地、鬼怒川低地と田川低地の間には岡本台地、田川低地と姿川低地の間には宝木台地、姿川低地より西側に鹿沼台地が広がり、住宅地が集積する市街化区域となっています。

中央部の北側には、戸祭山、八幡山などの丘陵性山地からなる宇都宮丘陵がくさび状に広がり、その突端にあたる位置に二荒山神社が鎮座し、本市の中心市街地は、この丘陵の突端部に形成されています。

根古谷台遺跡は、宇都宮市西郊に位置し、思川支流の姿川が侵食してできた舌状台地の先端付近に立地しています。

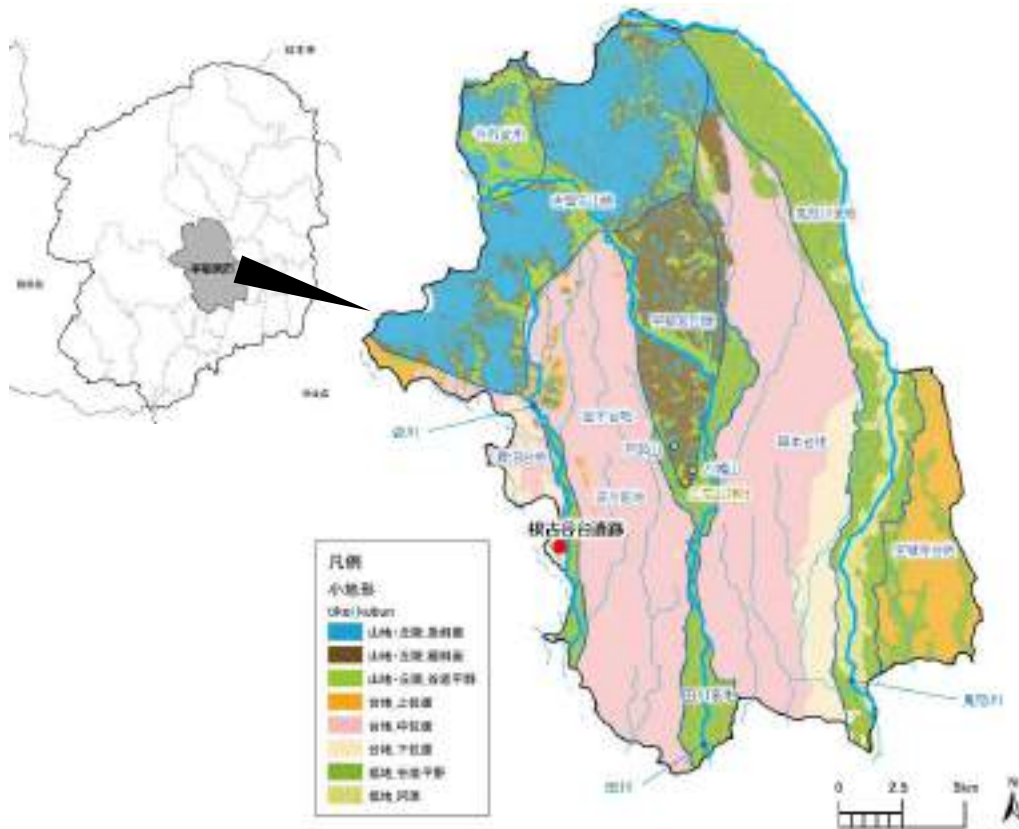


図4 宇都宮市地形図・位置図

## 第2節 歴史的環境

### 1 宇都宮市の歴史

#### (1) 先史の宇都宮

今から4～3万年前、ナウマンゾウやオオツノジカなどを追いかけて、大陸から日本列島に人が移動してきたと考えられ、旧石器時代が始まりました。竹下町飛山城跡では獲物を捕らえるための「落とし穴」が見つかっています。

およそ1万6000年前に土器を使用するようになり縄文時代が始まりますが、草創期には台地の縁辺や洞穴・岩陰などに住んでおり、根古谷台遺跡から6kmほど北にある大谷寺洞穴遺跡からは、この時期の土器や早期の埋葬人骨が見つかっています。

およそ1万1000年前から温暖化が進むにつれて人々は広い土地に集落を営むようになりました。

前期（およそ7300年前～5500年前）の拠点集落である根古谷台遺跡では、東北・北陸地方の大型建物跡に類似する遺構が発見されており、墓から出土した装身具から、北陸地方など他地域との交流がうかがわれます。

中期（およそ5500年前～4300年前）になっても温暖な気候は続き、人口が増加し、狩猟・採集がさかんに行われ、木の実などを貯蔵する袋状土坑が多く作られます。竹下町竹下遺跡や駒生町御城田遺跡などのような規模の大きな集落が形成されます。

後晩期（およそ4300年前～2400年前）には寒冷化に伴い集落が小規模化します。刈沼町刈沼遺跡など、この時期の遺跡からは子孫の繁栄などを願って作られたと考えられる土偶や石棒など様々な祈りの道具が出土しています。

弥生時代の宇都宮地域は、未だ縄文時代の様相を色濃く残しており、紀元1世紀以降の後期になって若松原3丁目二軒屋遺跡など、稲作を営むと考えられる集落が見られるようになりますが、稲作の本格的な導入は古墳時代になってからと考えられます。

古墳時代の幕開けは、4世紀の前期に築造された茂原古墳群が契機となりました。この時期の集落跡からは東海・北陸系の土器が出土することから人々の移動があったと考えられます。

5世紀の中期には、全長がおよそ100mの市内で最も大きな前方後円墳である東谷町笹塚古墳や西川田町塚山古墳が築造されます。



図5 復原された長方形大型建物  
(根古谷台遺跡)

6世紀の後期になると宇都宮北部の丘陵上には北山古墳群や、瓦塚古墳群など横穴式石室を持つ古墳群が築かれます。

## (2) 古代の宇都宮

律令制が整備された奈良時代には、河内郡の中心となる郡役所が現在の宇都宮市と上三川町の境の地に置かれます（国指定史跡上神主・茂原官衙遺跡）。隣接して通っていた「東山道」は、都と奥州を結ぶ重要な官道でした。この役所内に建てられた瓦葺建物に使用された瓦は、釜川沿いの中戸祭町水道山瓦窯跡から供給されたもので、窯跡の近くにはその窯業に携わった人々が暮らしていたと思われる大規模集落の上戸祭町北の前遺跡・上戸祭町前田遺跡が所在します。また、今日も地域の守り神として信仰を集める宇都宮二荒山神社の成立もこのころと考えられます。

大谷町に所在する大谷寺の大谷摩崖仏（特別史跡、重要文化財）は、奈良時代末～平安時代に凝灰岩の洞穴内の壁面に彫られたもので、本尊である千手観音菩薩立像（大谷観音）は、これまで平安時代初期の作といわれてきましたが、近年の研究で律令国家の命を受けた官営造所の仏工の指導のもと、大陸の伝統的な技法によって奈良時代末期に造られたとの見解が示されています。

## (3) 中世・近世の宇都宮

中世都市「宇都宮」の核となる宇都宮城は、天慶2年（939）の藤原秀郷築城説と康平6年（1063）の藤原宗円築城説がありますが、定かではありません。宇都宮氏は、二荒山神社の神官を兼ね、政治と宗教を掌握していました。鎌倉幕府の要職も務め、独自の和歌集を作るなど文武に秀でた武将でした。特に5代頼綱は藤原定家と親交を持ち、後に「百人一首」の基になったと言われる小倉山の山荘の襖に貼る色紙和歌百首を選んでもらっています。その後も宇都宮氏は鎌倉幕府評定衆、引付衆を歴任し、元寇に際しては総大将を務めるなど、幕府内で重要な役割を担いました。

鎌倉末期には『太平記』の中で「宇都宮は坂東一の弓矢取り」と称されるなどその武勇が全国に知られており、南北朝・室町期には、足利尊氏方を助けたことで上野・越後の守護職に任じられるなど歴史の表舞台の中で活躍しました。



図6 上空から見た笹塚古墳



図7 東山道と推定されている道跡  
(上野町上野遺跡)

戦国時代になると宇都宮は、甲斐の武田勝頼、小田原の北条氏等周辺の大名から度々侵攻を受けることとなります。宇都宮氏はこの侵攻に対して、隣国の佐竹氏と同盟を結んでこれを防ぎますが、幾度か宇都宮城下が焼かれると拠点を多気城へ移して北条氏の攻撃に対抗しました。天正18年(1590)、豊臣秀吉の小田原侵攻によって北条氏が倒れると、宇都宮氏は宇都宮城に戻って豊臣治世下の大名となり、文禄元年(1592)の文禄の役にも参加しますが、慶長2年(1597)に秀吉の命により突然改易となり、約500年に亘る中世宇都宮氏の歴史に幕を閉じました。



図8 多気城跡全景

江戸時代の宇都宮は、東北の上杉氏や伊達氏等の外様大名を抑える上で軍事・交通上の重要地点に位置づけられ、城主は譜代大名の中から任命され、元和5年(1619)、本多正純が宇都宮に入封すると宇都宮城の東側を通る奥州道を西側へ付け替え、伝馬町で日光道中と奥州道中を分ける等大きく町割りの造り変えが行われ、これが現在の宇都宮の街のベースになっています。



図9 復原された宇都宮城の土塁と櫓

また、参勤交代、日光東照宮の造営、将軍家の社参等により人の往来が増え、「小江戸」と呼ばれるほどに交通の要衝として栄えました。人が集まることで祭礼も華やかになり、宇都宮大明神秋山祭の付祭(現在の菊水祭)は、江戸の山王祭などと並んで東国祭礼最上列、十指の一つに数えられるほどでした。

江戸後期には「寛政の三奇人」として知られる蒲生君平や城主でありながら花鳥画を描いた戸田忠翰、狩野派系画家の菊池愛山らが登場し、学問や芸術文化が開花しました。

農村部でも各地で天祭や獅子舞、彫刻屋台を繰り出すなどにぎわいをみせました。



図10 整備された宝木用水取水口

江戸時代末期になると農村部で新田開発が活発化し、嘉永4年(1851)に二宮金次郎の設計・施工により徳次郎六郷用水が完成し、西原新田村でも吉良八郎の指導のもと、用水路の工事が進められました。更に安政6年(1859)には宝木用水が完成し、宝木台地上でも水田耕作が行えるようになりました。

こうして宇都宮は江戸時代を通じて交通、経済、文化・習俗の要地として発展しましたが、幕末の戊辰戦争の戦禍により、町の中心部のほとんどが焼失してしまいました。



表 2 年表

時代	地名・宇都宮と関係する遺跡
古墳	①上野山古墳
中世	②大谷年興古墳
	③横谷谷倉遺跡
	④竹下遺跡 ⑤奥成田遺跡
	⑥河田遺跡
	⑦二軒塚遺跡
中世	⑧山吹山古墳群
	⑨石巻山古墳 ⑩山吹山古墳
	⑪北山古墳群 ⑫五郎山古墳
近世	⑬上野神社・奥成田遺跡 ⑭上野遺跡
	⑮中野山古墳群 ⑯北の前遺跡 ⑰岩田遺跡
戦前	⑱宇都宮城跡
	⑲宇都宮城跡
戦後	⑳宇都宮城跡
	㉑宇都宮城跡

図 11 遺跡分布図

#### (4) 近・現代の宇都宮

明治2年(1871)の廃藩置県により宇都宮県ができましたが、明治4年(1873)に栃木県と合併し、一時県庁が宇都宮からなくなります。その後、栃木町から宇都宮町への県庁が移転となり、東北本線大宮～宇都宮間の開通や道路、官庁、学校などが整備され、明治19年(1885)の市制施行により「宇都宮市」が誕生し、名実ともに栃木県の中心となりました。

昭和20年(1945)7月12日の宇都宮空襲では市街地の大半が焼失しましたが、いち早く戦災復興土地区画整理を進め、復興を遂げました。

昭和40年代になると高度経済成長期が訪れ、平出工業団地や清原工業団地の造成、東北縦貫自動車道の開通など「工業都市」としての基盤整備が進み、東京や横浜などの都市圏と密接につながるよう



図 12 終戦直後の二荒山神社前

なりました。

商工業が発展する一方で開発に伴う文化財保護の動きもおこり、霊園建設に伴う発掘調査により見つかった縄文時代の大規模集落の根古谷台遺跡は全国的な注目を集め、昭和63年（1988）に国指定史跡となりました。

## 2 根古谷台遺跡周辺の文化財等

根古谷台遺跡周辺の姿川流域には古来より人々の生活の舞台となっており、先史・古代の遺跡等の歴史文化資源が多く残されています。

### ①下欠町亀塚古墳

亀塚古墳は、埴輪・馬具・鎌などの出土品が採取されており、5世紀末から6世紀初め頃の古墳とされています。大正時代に姿川の堤防工事の用土として、前方部の墳丘が削られ、後円部の墳丘のみが残りました。現存している後円部の径は約40m、高さ約6mです。墳頂の下約1.5mのところに、石室が確認されています。元の古墳の大きさは、周溝を含め全長100m近い前方後円墳であったと推測されています。



図 13 亀塚古墳

### ②下砥上町下砥上一号墳（姿川中央小学校古墳跡）

6世紀後半の造営とされる下砥上一号墳は山林の地下に埋もれたまま、ほとんど人目につきませんでした。明治27年（1895）、姿川中央小学校の前身である姿川尋常小学校を創立した際、校庭の整地によって発見されたものです。この古墳からは、刀や土器などが出土したと言われています。発掘調査後、「古墳跡」として、天井石を露出したまま小学校に残されています。



図 14 下砥上一号墳

③下砥上町鶴塚古墳

鶴塚古墳は、姿川中央小学校の南方近く  
にあり、現状では直径約19m、高さ2.5m  
の円墳です。墳丘の塚全体にエノキ・ミズ  
キなどの樹木が茂り、墳頂には小祠が安置  
されています。この小円墳の付近で子持勾  
玉が採取されており、古墳時代後期の7世  
紀頃の古墳であると考えられています。



図 15 鶴塚古墳

④上欠町稻荷古墳群

稻荷古墳群は、姿川右岸の丘陵上にあ  
り、前方後円墳1基、円墳3基からなる古  
墳群です。発掘調査の結果、前方後円墳の  
墳丘からは埴輪が見つかり、円墳の横穴式  
石室からは鉄刀等が発見されました。6世  
紀後半から7世紀にかけて築造された古墳  
群であると考えられています。

(昭和60年(1985)3月20日：市指定)



図 16 稻荷古墳

⑤下砥上町あたごづか愛宕塚古墳(砥上神社古墳)

愛宕塚古墳は、直径24.5m、高さ5m  
の7世紀前半頃に造営された円墳です。墳  
頂は、およそ直径5mの範囲で平坦に整地  
され、砥上神社本殿が鎮座し、墳丘の南側  
裾部辺りを削土して拝殿を建てています。  
もとは愛宕社を祀っていましたが、明治  
44年(1911)、星の宮神社をここに遷し  
て砥上神社と改められました。拝殿の裏側  
に石室の入り口が開口しています。



図 17 愛宕塚古墳

⑥上欠町<sup>いぬかい</sup>犬飼城<sup>ねごや</sup>（根古屋城）跡

犬飼城は、姿川と武子川に挟まれ舌状台地の南端に14世紀後半に築かれた平山城です。城跡は現在山林や農地となっていますが、本丸・二の丸や土塁・堀・井戸などの跡が残っています。この城は地元では、根古屋城と呼ばれています。



図 18 犬飼城跡



図 19 根古谷台遺跡周辺の文化財

### 第3節 都市的環境

#### 1 市街地の密集度の推移

昭和55年（1980）ころからDID（人口集中地区）が拡大し、中心部と郊外部における密度のメリハリが少なくなり、市街地の低密度化が進んできています。このため、今後は、市街地の無秩序な拡大を抑制し、土地利用の適正化と拠点化を促進することにより、これからの人口規模に見合った「ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すとし、拠点ごとの特性を活かしたまちづくりが進められています。

歴史文化の観点からみると、古くから人口が集中していた地区には都市文化が強く残り、近年市街地となってきた部分には農村文化が残るなど、地区ごとに個性ある歴史文化がみられます。

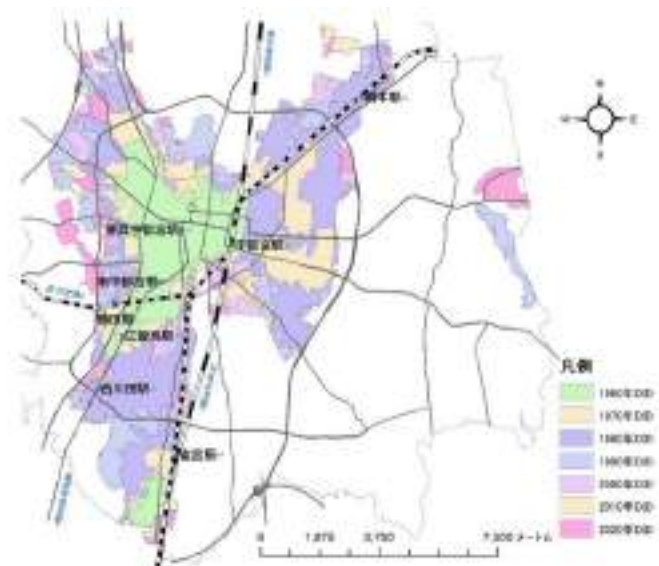


図20 DIDの変遷（昭和35年（1960）～令和2年（2020））

出典：宇都宮市文化財保存活用地域計画 一部加筆

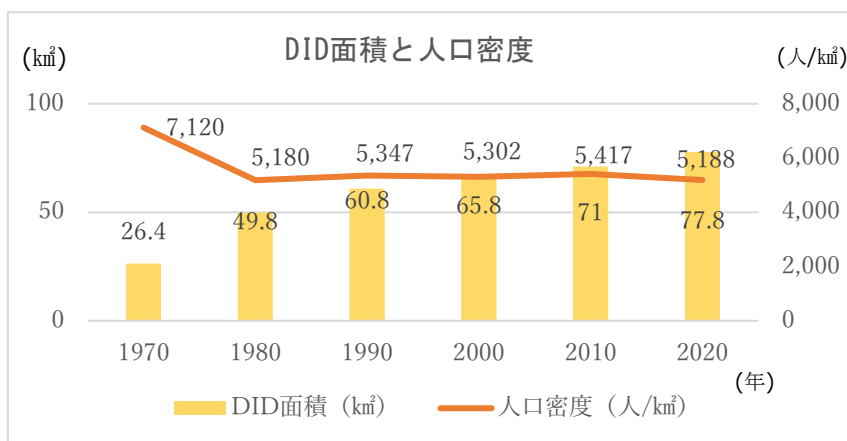


図21 DID面積と人口密度

【出典】宇都宮市文化財保存活用地域計画

## 2 目指すまちづくり

### (1) スーパースマートシティ

第6次宇都宮市総合計画の基本構想に定めた「将来のうつのみや像（都市像）」を実現し、SDGsの達成に貢献していくため、本市オリジナルの目指すまちの姿である「スーパースマートシティ」を掲げる。「スーパースマートシティ」は、「地方版デジタル田園都市国家構想総合戦略」の改定に当たって構築することが求められる「地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）」に相当します。

「スーパースマートシティ」は、100年先も発展し続ける町の姿「NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）」を土台に、「地域共生社会」、「地域経済循環社会」、「脱炭素社会」の3つの社会が、「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展する「夢や希望がかなうまち」です。

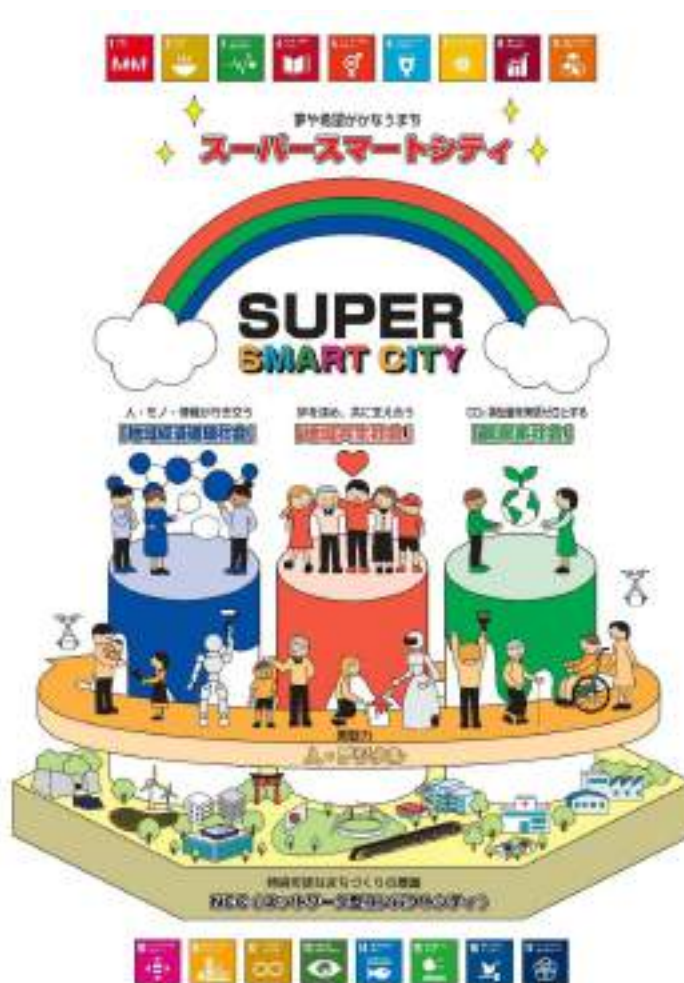


図 22 スマートシティのイメージ

【出典】第6次宇都宮市総合計画後期基本計画

## (2) NCC (ネットワーク型コンパクトシティ)

NCCは、スーパースマートシティを支える「まちの土台」となるものである。NCCの形成に当たっては、地域特性を踏まえた各種の都市機能が集積した拠点形成する「拠点化の促進」と、階層性を持った総合的な交通ネットワークによって拠点間の連携・補完を進める「ネットワーク化の促進」、市民の多様な暮らし方やライフスタイルを尊重した「土地利用の適正化」を一体的に進めます。コンパクトなエリアで日常生活に必要な機能が充足し、市民生活の質や、都市としての価値・活力を高めることのできる都市の実現を目指します。

市の中心部に配置・形成する「都市拠点」には、全ての都市機能（「住まう」、「働く・学ぶ」、「憩う」）を集積するとともに、それぞれの機能が都市の競争力をけん引する高次性・広域性を備えます。各地域に配置・形成する「地域拠点」には、市民の日常生活を支える地域の拠点として、「住まう」に関連する多様な都市機能を集積するとともに、地域特性に応じた「働く・学ぶ」「憩う」に関する都市機能を備えます。それらに加え、地域特性や都市計画の土地利用区分を踏まえた、高次の「働く・学ぶ」に関連する都市機能を備えた「産業拠点」や、高次の「憩う」に関する都市機能を備えた「観光拠点」を配置・形成します。

「交通」については、都市拠点と各拠点の間を結ぶ、放射状の基幹・幹線交通を基本に支線交通等の階層性を有する「公共交通のネットワーク」や、公共交通や経済活動の活性化を促す「道路のネットワーク」の構築により、バランスのとれたネットワークを形成します。

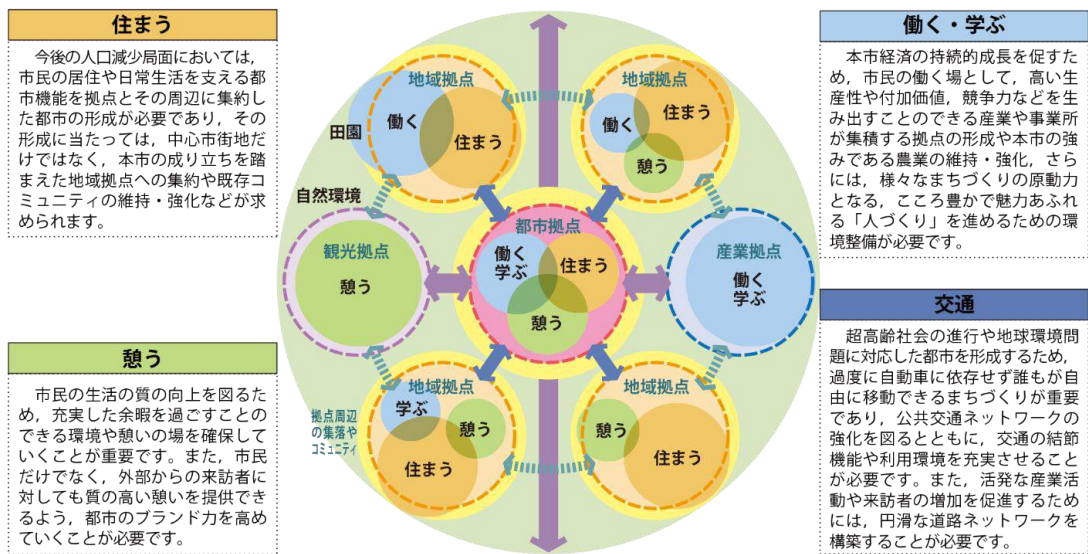


図 23 NCC の概念図

【出典】第6次宇都宮市総合計画後期基本計画

### 3 観光動向

本市は餃子の街としての観光イメージが確立しており、餃子を目的とした来訪が多く、さらに、平成30年(2018)には日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅～大谷石文化が息づくまち宇都宮～」が認定され、令和5年(2023)には、日本初の全線新設の次世代型路面電車「芳賀・宇都宮LRT(ライトライン)」が開業するなど全国から注目を集めており、観光入込客数は県内トップに位置しています。令和6年(2024)の観光入込客数は1,600万人に迫りましたが、文化財や文化施設への来訪は多くありません。

首都近郊からのアクセスも良く、リピーターも多く、今後は観光拠点のネットワーク化により観光の回遊性が高まり、「体験型」「交流型」「滞在型」の要素を取り入れた着地型観光の推進によって、さらなる地域の活性化と発展とともに文化財への誘客も期待できます。

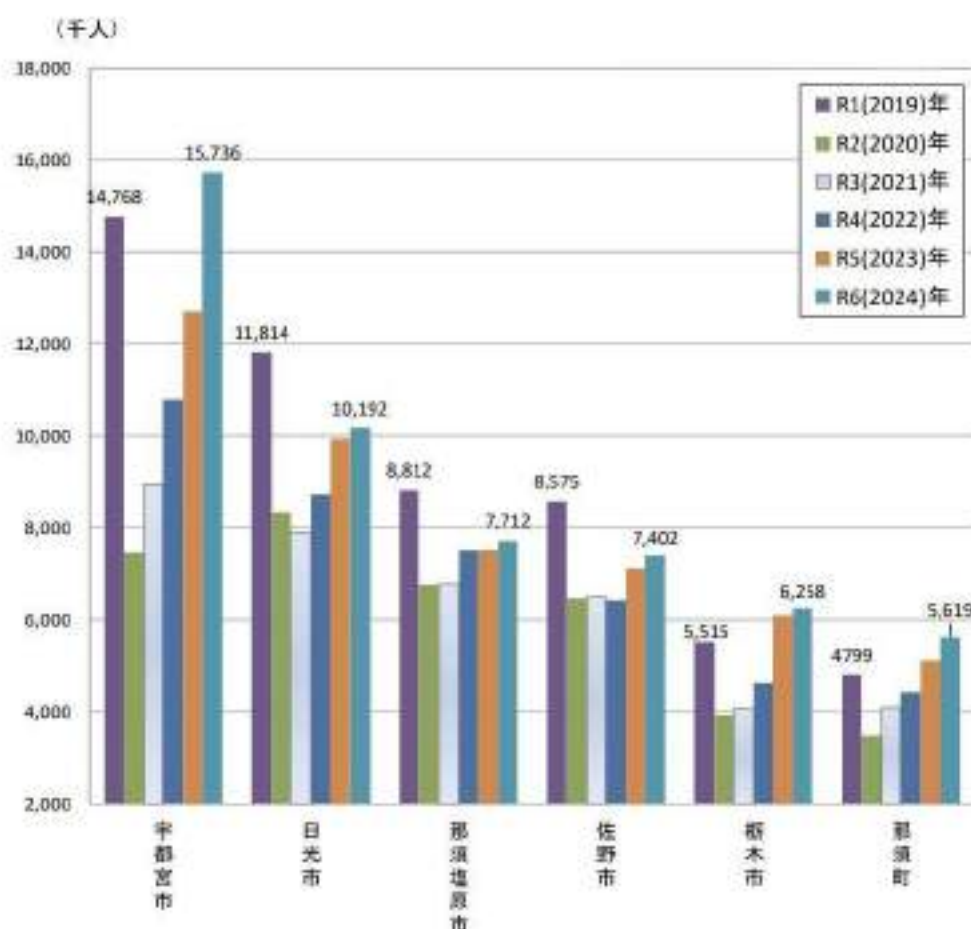


図24 市町村別観光客入込数の推移(上位6市町)

【出展】令和6(2024)年 栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果(栃木県産業労働観光部観光交流課)

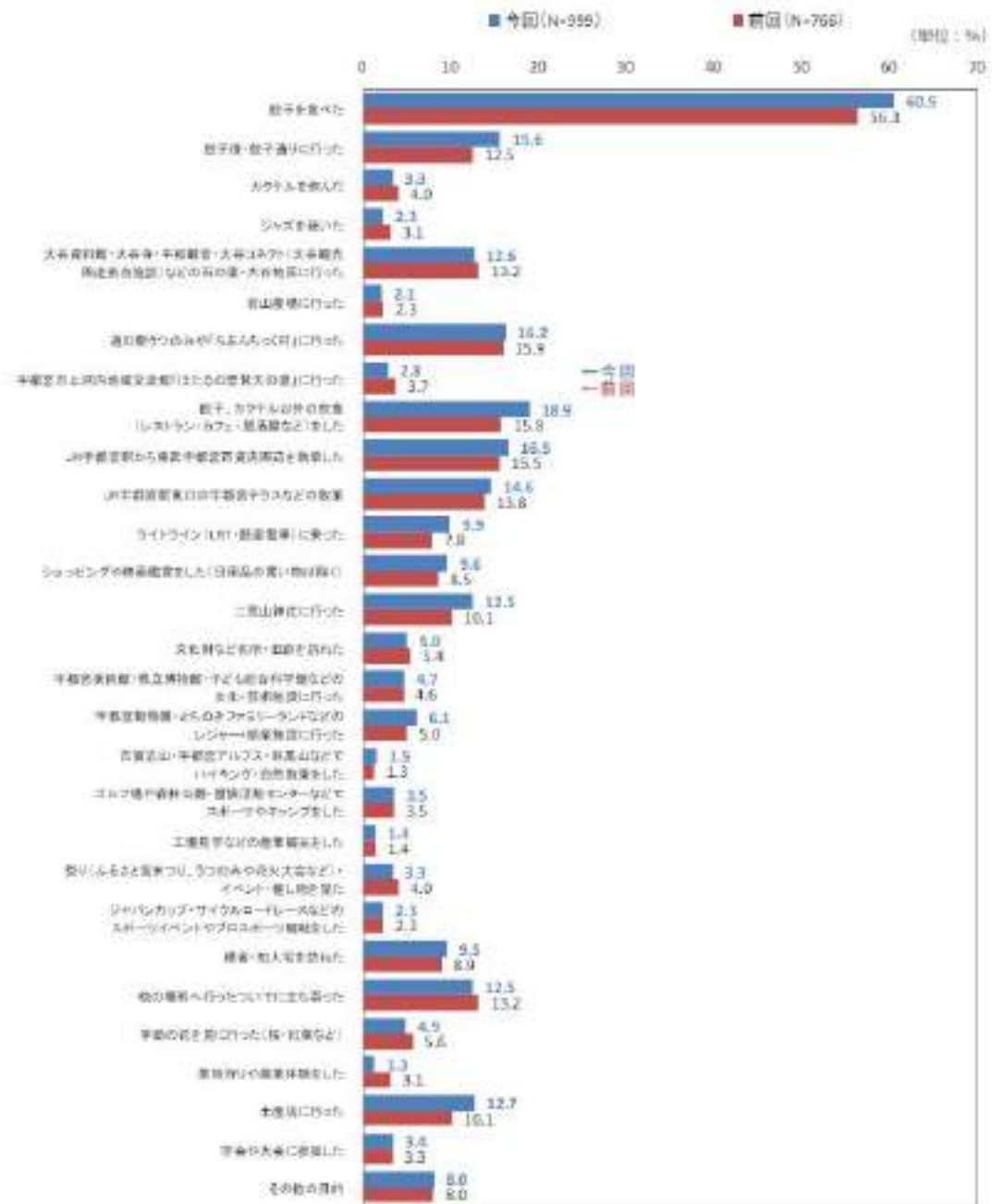


図 25 本市への来訪目的

【出典】令和6年 宇都宮市観光動態調査(宇都宮市経済部観光交流課)

#### 4 文化財展示施設・文化財保存管理施設

本市には、歴史文化資源の保存管理や展示・公開を行う以下の施設が設置されており、地域の歴史文化を収蔵、展示しています

**表3 文化財展示施設・文化財保存管理施設一覧**

飛山城史跡公園 とびやま歴史体験館 (国指定史跡 飛山城跡)	中世の城館跡である飛山城跡の恒久的保存を目的とし、平成17年(2005)に開園。とびやま歴史体験館では、遺跡から出土した遺物や模型などの展示のほか、体験型ワークショップを行っている。
上河内民俗資料館	昭和57年(1982)、上河内郷土伝承館として開館。平成19年(2007)の上河内町と本市の合併により市内の伝統文化や民俗文化財を紹介する施設となった。
うつのみや遺跡の広場 (国指定史跡 根古谷台遺跡)	平成3年(1991)に史跡公園として開園。施設内の資料館には、遺跡から出土した土器や石器の展示のほか、墓制の変遷を辿れる模型などを展示している。
旧篠原家住宅 (国指定重要文化財) (市指定有形文化財)	江戸時代末期より醤油醸造業を営んでいた宇都宮有数の豪商である篠原家の住宅を保存、一般公開している。
宇都宮城址公園 清明館・ものしり館・ まちあるき情報館	宇都宮城の本丸跡の一部復元し、平成19年(2007)に開館。施設内には清明館、土塁内のものしり館、まちあるき情報館の3か所の展示室があり、宇都宮の歴史が分かるよう出土遺物や歴史資料を展示している。
宇都宮美術館	平成10年(1998)に開館。国内外のおもに20世紀以降の美術・デザイン、本市にゆかりの美術作品を収集・公開している。
栃木県立文書館	昭和61年(1986)に開館。貴重な公文書や、寄贈文書・委託文書、歴史資料等を収集・保存し、教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。
栃木県立博物館	昭和57年(1982)に開館。栃木県の自然系展示や地質時代から現在にいたるまでの歴史を紹介した展示室と年数回の企画展・テーマ展を実施している。
栃木県立美術館	昭和56年(1981)に開館。栃木県を中心とする近現代美術やフランス等西欧の近現代美術等を収集・展示し、年4回の企画展やコレクション展を実施している。
カネイリヤマ採石場跡地 (大谷資料館)	昭和54年(1979)に開館。地下の採石跡を見学することができるほか、展示室には大谷石採石の歴史が分かる道具や記録写真などを展示している。



図 26 文化財展示施設・文化財保存管理施設位置図

【出典】宇都宮市文化財保存活用地域計画 一部加筆

## 第2章 史跡の環境

## 第3章 史跡の概要

### 第1節 史跡の立地と環境

根古谷台遺跡は栃木県宇都宮市上欠町に所在し、中心市街地から西南西約5kmに位置します。遺跡の眼下を流れる姿川・武子川沿い一帯は水田耕作を中心とした農村地帯です。

宇都宮市の地形は、北部が帝釈山地あるいは足尾山地から伸びた丘陵地（宇都宮丘陵・大谷丘陵等）で、それに続く南部は関東ロームに覆われた台地で形成されています。この台地は南流する河川（鬼怒川、田川、姿川など）及び沖積低地により区切られ、西から鹿沼台地・宝木台地・岡本台地・宝積寺台地と呼ばれています。

本遺跡は、鹿沼台地の東縁部で、姿川と武子川の合流点に形成された細長い舌状台地上に立地しています。姿川は北西の古賀志山地東麓に源を発し、大谷丘陵を抜けてほぼ南流しますが、かつては激しく蛇行する暴れ川で、本遺跡の立地する舌状台地東縁部もこの蛇行により浸食を受けています。

本遺跡の竪穴建物内から出土した炭化材の分析を行った結果、コナラ・クリ・オニグルミが確認されていることから、遺跡の周辺にはコナラやクリの森が広がり、動物や木の実などの食料、建築材や薪などの資源が豊富だったと推定されます。また、姿川上流に所在する大谷寺洞穴遺跡内から淡水産のイシガイ・カワニナ等が出土していることから、本遺跡の台地下を流れる河川に生息する魚や貝等も食料としていたと思われます。

根古谷台遺跡から出土した住居跡や土器は縄文時代前期ですが、本遺跡周辺の姿川流域には、縄文時代前期の遺跡が多数確認されています。大谷寺洞穴遺跡は草創期～晩期の遺物が出土し、長くこの洞穴は利用され、前期の関山式や黒浜式の土器片が見つかっています。本遺跡と同じ黒浜式土器の時期と考えられる竪穴建物跡が確認されている周辺遺跡は、上欠町上欠南遺跡で1軒、鹿沼市下台原南遺跡で2軒が確認されていますが、いずれも数棟ですので、27棟も見つかった根古谷台遺跡はけた違いの多さです。また、田野町割田遺跡では遺構は確認されていませんが、前期の土



図 27 大谷寺洞穴遺跡調査風景



図 28 割田遺跡出土篋状垂飾り

器片(黒浜式・諸磯式)が出土しているほか、北陸地方からの搬入品の可能性がある蛇紋岩製の筥状垂飾りが出土しています。

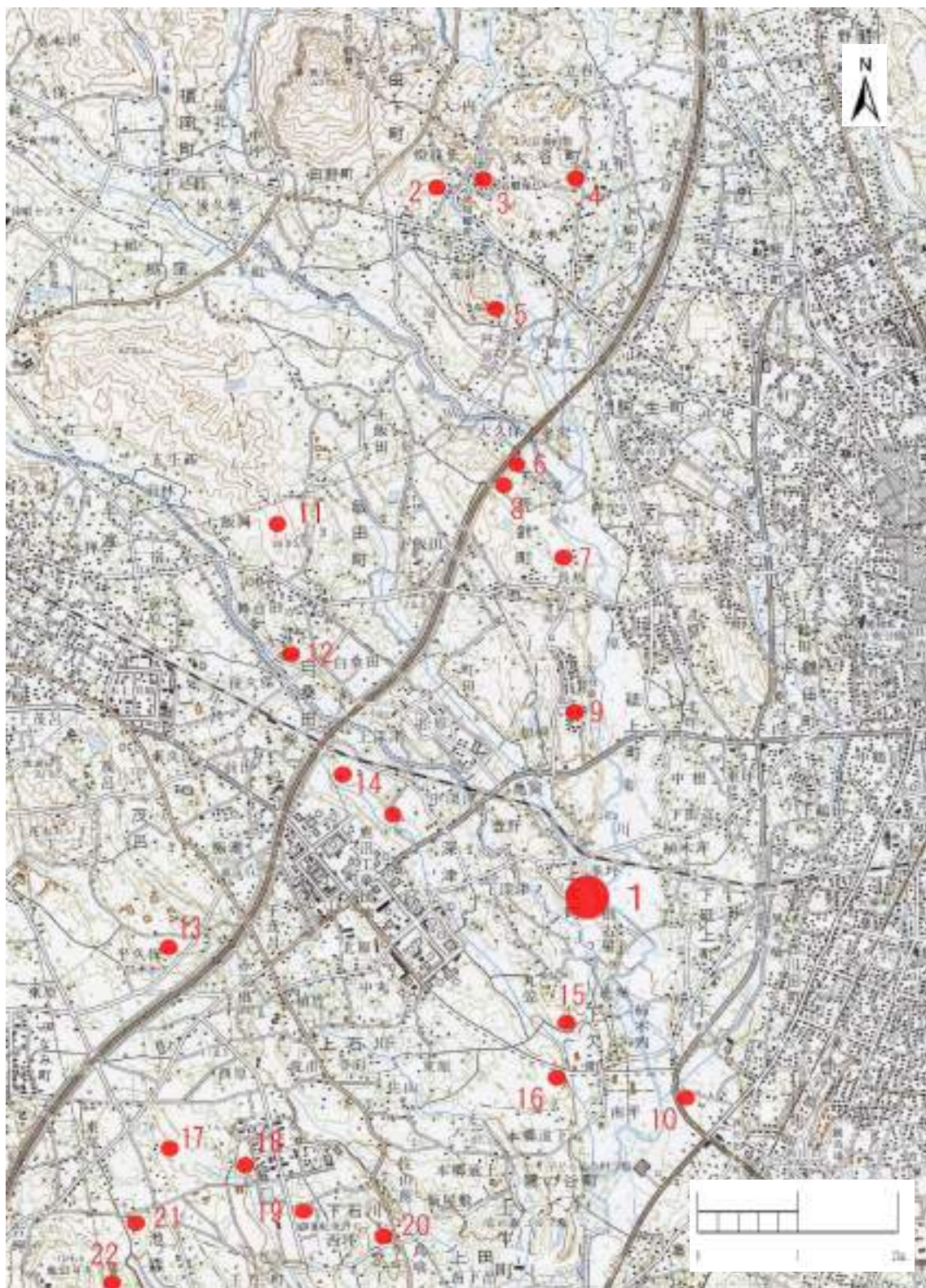


図 29 根古谷台遺跡周辺の縄文時代前期遺跡分布図

表4 根古谷台遺跡周辺の縄文時代前期遺跡一覧

番号	遺跡名	所在地	備考
1	根古谷台遺跡	宇都宮市上欠町 170	昭和 62 年発掘
2	割田遺跡	宇都宮市田野町 596-2	平成 4 年～平成 5 年発掘 包含層（黒浜式・諸磯式）
3	大谷寺洞穴遺跡	宇都宮市大谷町	昭和 40 年発掘（関山式・黒浜式）
4	瓦作遺跡	宇都宮市大谷町瓦作	
5	上の原遺跡	宇都宮市下荒針戸室	
6	大久保遺跡	宇都宮市下荒針町 2964	昭和 44 年発掘
7	長坂天王寺遺跡	宇都宮市下荒針町 3925	平成 11 年発掘 包含層（関山式）
8	台耕上遺跡	宇都宮市下荒針町 3029	平成 8 年発掘 包含層（黒浜式～浮島式）
9	上欠南遺跡	宇都宮市上欠町 1205	昭和 60 年発掘 竪穴建物跡 1（黒浜式）
10	辻の内遺跡	宇都宮市西川田町 278	昭和 63 年発掘
11	飯岡北遺跡	鹿沼市千渡 2181	
12	舞台田南遺跡	鹿沼市白桑田 528	
13	反川遺跡	鹿沼市茂呂 1699	
14	関口遺跡	鹿沼市深津 2263	昭和 44 年・平成 7 年発掘 調査区外（黒浜式）
15	上高野南遺跡	鹿沼市深津 275	
16	下台原南遺跡	鹿沼市深津 332	平成 5 年発掘 竪穴建物跡 2（黒浜式・関山式）
17	大野原北遺跡	鹿沼市上石川 2324	
18	鹿沼流通団地内遺跡	鹿沼市上石川 2333	昭和 59 年～昭和 62 年発掘
19	稻荷塚遺跡	鹿沼市下石川 680	昭和 58 年（1983）発掘
20	鳥喰前遺跡	鹿沼市下石川 253	
21	山王後北遺跡	鹿沼市池ノ森 673	
22	山王後南遺跡	鹿沼市池ノ森 916	

## 第2節 指定に至るまでの経緯

市営第2墓園（聖山公園）の造成地として昭和55年（1980）に上欠町の根古谷台遺跡を含む台地が選定され、その造成工事に先立ち、昭和57年（1982）から5年計画で発掘調査を実施しました。造成計画地内（約16ha）には峰台遺跡・峰坪古墳・将軍塚古墳等複数の遺跡が所在していましたが、霊園墓地の名称が「聖山公園」と決定したことから、当初はこれを遺跡名とし「聖山公園遺跡」として調査を進めました。調査最終年度の昭和61年度に縄文時代前期の大規模集落が発見されたことから調査を1年間延長し、調査を進めた結果、大型の建物が群在し、その建物群に囲まれた墓域内の複数の墓穴から極めて貴重な抉状耳飾・首飾等が出土するなど全国的にみても希少性の高い遺跡であることが確認されました。

この縄文時代前期の集落跡の発見は、発掘当初に設置した「聖山公園発掘調査指導委員会」でその重要性が指摘され、研究者だけでなく多くの人々の関心を呼び、同遺跡の保存について多方面から声が上がったことから、庁内の協議を重ね、当時の増山道保市長の「墓園は他に求めることができるが、遺跡は他に求めることができない」との決断等により、同遺跡を墓苑造成計画から除外することが決定されました。その後、文化庁及び栃木県教育委員会とその保存のあり方について協議し、本集落跡の名称を「根古谷台遺跡」とし、国へ史跡としての指定申請を行いました。

昭和63年（1988）1月に遺跡保存整備に関する考え方について本市関係各課と協議を行い、3月下旬に遺跡の保存整備基本構想（市教育委員会事務局案）をまとめました。

## 第3節 史跡等の指定

本遺跡に関して学術的に極めて重要であるとの評価が客観的になされ、昭和63年（1988）5月17日に国の史跡に指定され、さらに墓坑から出土した抉状耳飾・首飾等が平成2年（1990）6月29日に国の重要文化財に指定されました。

### 1 史跡の指定

【指定名称】根古谷台遺跡

【所在地】栃木県宇都宮市上欠町字根古谷台

【指定年月日】昭和63年（1988）5月17日

【指定面積】（7,555.3平方メートル）

【地域】

一五一番ノ一のうち実測二一五六・八七平方メートル、一五二番のうち実測九

八・一二平方メートル、一五三番ノ一のうち実測二四三・七七平方メートル、一五三番ノ二のうち実測二二一・八四平方メートル、一五三番ノ三のうち実測一一五・九五平方メートル、一五三番ノ四のうち実測一二二・四五平方メートル、一五三番ノ五のうち、実測一二九・三六平方メートル、一五三番ノ六のうち実測一一〇・八四平方メートル、一六〇番のうち実測三〇・〇〇平方メートル、一六一番のうち実測八〇・六二平方メートル、一六二番のうち実測一七五八・〇四平方メートル、一六三番のうち実測二四四・〇五平方メートル、一六四番のうち実測五・三五平方メートル、一六五番ノ二のうち実測一一七・三〇平方メートル、一六六番のうち実測一〇一・二五平方メートル、一六七番ノ一のうち実測一三四五・〇〇平方メートル、一六七番ノ二のうち実測三一七・七五平方メートル  
 右の地域に介在し、又は接する道路敷のうち実測三六二・七四平方メートル



図30 官報

【指定理由】

遺跡は関東平野の北部、宇都宮市西郊に位置する。利根川支流の思川が形成した段丘が浸食されてできた舌状台地の先端付近に立地している。縄文時代前期、黒浜式土器期に集団墓地と建物群が、さらに奈良時代には集落が営まれた。周辺の約七キロメートルの範囲には、三ヶ所の黒浜式土器期の遺跡があり、本遺跡との関連が予想される。墓地公園建設のため昭和六十一、六十二年に宇都宮市が事前調査を実施した。

台地中央には、三二〇基余りの墓壙が発見された。それらは中心の空白部を囲んで五から一〇基ほどずつやや不規則にまとまる群をつくり、二五ヶ所ほどの群が一〇〇×七〇メートルほどの楕円形の範囲に広がっていた。さらに墓域の周辺部には竪穴住居跡、長方形大型建物跡、方形建物跡、掘立柱建物跡が弧状に並んで発見された。

竪穴住居跡は、二七軒発見された。これらには、通常の高穴住居跡の範疇に入るもの一六軒と、長さ八メートルを超え六本の支柱穴と多数の炉をもち、頻りに建替えられる大型高穴住居跡六軒と、建替えがなく通常は支柱穴を持たない長さ四メートル未満の小さな高穴住居跡四軒などが含まれている。

長方形大型建物跡は一×四間の支柱穴を配し、その外周には溝状に続く隅丸長方形の柱穴列がある。長さ一四メートルから二四メートルもあり、その範囲内には炉もなく地表面は軟らかい。それらは一〇から二〇メートル間隔で定まった5つの場所に長軸が墓域の中心に向かうように建てられ、それぞれ二から五回ずつ建替えられている。そこからの出土遺物は少ない。

方形建物跡は、支柱穴四本を方形に配し、外周を溝状に続く隅丸方形の柱穴列がめぐる。長方形建物跡と構造、遺物出土状況などは極めて類似するが、大きさは通常の高穴住居跡に相当する。これも長方形建物と同様全国でこれまでに発見されたことがない。

掘立柱建物跡は、長辺が六から一〇メートルほどで一×二間、一×三間、二×三間総柱などの比較的大形と、長辺が二から四メートルほどの小形の一群がある。

墓壙は長径一メートルほどの大きさで、楕円あるいは円形などを呈し、小さく浅いものが多い。半数強は未発掘であるが、北西隅の八基からだけ副葬品・装着品が発見された。対になって出土した玦状耳飾、環状に並んだ管玉類、四基から1点ずつみつかった石匙などである。これらは個人装備の状況、埋葬姿勢などを明らかにする上で貴重な資料である。なお、これらの遺構を切り合い、共伴遺物の新旧、さらに遺構の種類を組み合わせを考慮すると大きく四期の変遷が推定できる。

このように本遺跡は、墓域周辺に特殊な構造と大きさをもつ建物群を配置し頻りに建替えている。また遺物全体には遺物の種類と量が少なく、高穴住居跡の多くからはクルミ・クリなどの堅果類が出土するという特色を持つ。これらのことは本遺跡が日常の生活の場でなかったことを示す。例えばいくつかの集団が墓地を囲んで葬送儀礼などの集団祭祀を行ったと考えることもできよう。いずれにせよ、これまでに類例のない遺跡であり、縄文時代の社会構造・精神生活を探る上で極めて重要な遺跡である。よって史跡に指定して、その保存を図るものである。

【出典】月刊文化財 5月号（昭和63年）文化庁文化財保護部



図 31 地籍図

表 5 史跡面積

No.	地番	実測面積 (㎡)
1	151-1	2156.87
2	152	98.12
3	153-1	243.77
4	153-2	221.84
5	153-3	115.95
6	153-4	122.45
7	153-5	129.36
8	153-6	110.84
9	160	30.00
10	161	80.62
11	162	1758.04
12	163	244.05
13	164	5.35
14	165-2	117.30
15	166	101.25
16	167-1	1345.00
17	167-2	311.75
18	道路	362.74
	合計	7555.30



図 32 上空から見た根古谷台遺跡

【出典】根古谷台遺跡（縄文時代編）宇都宮市埋蔵文化財調査報告書 宇都宮市教育委員会

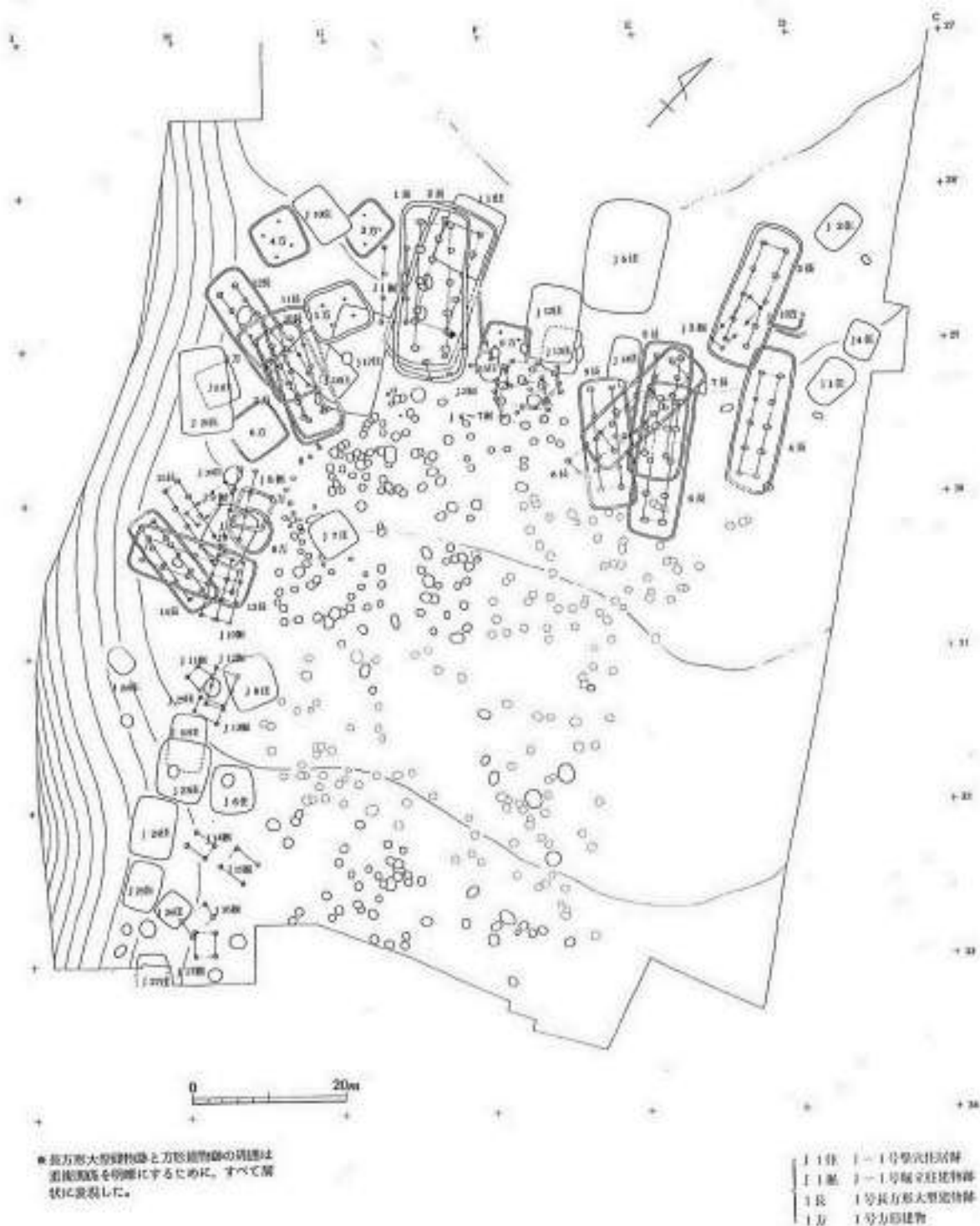


図 33 調査時全体平面図

【出典】根古谷台遺跡（縄文時代編）宇都宮市埋蔵文化財調査報告書 宇都宮市教育委員会

## 2 墓坑出土品の重要文化財指定

【指定名称】栃木県根古谷台遺跡土壙出土品 一括

【所在地】栃木県宇都宮市

【法 量】石製玦状耳飾 長 四.二～五.九センチ 幅 五.一～六.二センチ  
 石製丸玉 長 二.一～二.三センチ 径 二.一～二.四センチ  
 石製小玉 長 一.〇～一.三センチ 径 〇.五～一.五センチ  
 石製管玉 長 二.二～七.二センチ 径 〇.八～一.六センチ

### 【指定理由】

根古谷台遺跡は宇都宮の西郊、鬼怒川の支流である姿川と武子川に挟まれた細長い台地の先端部に位置する。昭和六十一年、公園墓地造成に先立つ発掘調査が行われ、縄文時代前期の長方形大型建物跡一五棟、方形建物跡一〇棟を含む集落跡が検出された。この集落跡は、東西約三〇〇メートル、南北約一五〇メートルの広がりを持ち、その中央部には、墓壙と目される三三九基の土壙群が群在して築かれていた。本件はこのうち七基の土壙から出土した石製耳飾四箇、石製丸玉二箇、石製小玉五箇、石製管玉一三箇の装身具類と、石匙五箇、石鏃三本で構成される。

これらは、いずれも土壙覆土内から出土し、その状態は、石製玦状耳飾が二箇ずつ対になって（一〇〇・一一七号土壙）、また石製丸玉・小玉が石製管玉と共に数箇ずつ組み合って（一〇一・一一四号土壙）それぞれ二基の土壙から出土するなど、装身具を着装したままの遺体埋葬の実態を示している。また、石器類も単独（一〇三・一〇四・一〇六号土壙）、あるいは数箇が組み合って（一一〇号土壙）各土壙から出土しており、そこには副葬品的な性格が想定できる。

遺品の中心をなす石製玦状耳飾、石製丸玉などの玉類は、その素材に精選された石材を用い、それに擦切技法による精巧な成形・研磨を施すが、管玉のうちにはこれをさらに裁断して小玉に加工する意図で溝を切ったもの二点を含むなど、石製装身具の製作技法の一端を良く窺うことができる。また管玉の形状は全体が滑らかな曲線状に整形され、身の中央部が若干括れるものも多く、淡黄白色の色調とともに骨製装身具を模倣した可能性も考えられる。

墓壙からの出土品が稀な縄文時代にあつて、本遺品の一括は当時の装身及び副葬品納置の実態を復元するうえに重要であるとともに、縄文時代前期の攻玉技術の一端を良く示すものである。なお、遺跡は昭和六十三年、史跡に指定されている。

【出典】月刊文化財 6月号（平成2年）文化庁文化財保護部

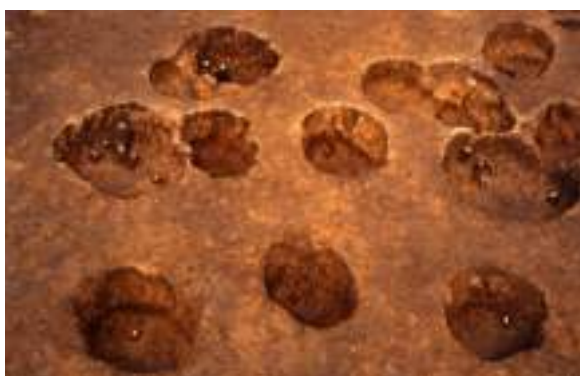


図34 墓坑における耳飾・玉類出土状況



図35 玦状耳飾(上:100号墓坑 下:117号墓坑)



図36 玉類(114号墓坑)



図37 玉類(101号墓坑)

## 第4節 調査成果のまとめ

### 1 史跡指定時の調査成果

根古谷台遺跡は、姿川と武子川に挟まれた北西から南東に向かって延びる細長い台地上に立地し、縄文時代前期の竪穴建物跡が27軒、長方形大型建物跡が16棟、方形建物跡が11棟、掘立柱建物跡が19棟、墓坑土坑およそ340基が確認されました。

竪穴建物跡を中心に出土した土器は、大部分が縄文時代前期中葉に位置づけられる黒浜式土器で、その他に中部高地に祖型をもつと言われる有尾系土器や東北地方南部の大木2a式土器の影響を受けたとみられる土器群が含まれており、広範な交流の様子がうかがわれます。また、石器は、敲石、磨石、石皿、石鏃、石匙等が出土しています。なお、石斧類がほとんど見られないことは、本遺跡の一つの特徴と言えます。

本集落は中央の墓坑・土坑群を住居・建物跡群が弧状に取り囲む所謂環状集落であり、図38がその想定線を入れたものです。南半部が未調査であること、地形的な制約があることなど不確定な部分がありますが、現時点で想定される規模は中央広場が直径70～80m、集落全体が直径約150mと想定できます。

本集落を最も特徴づける長方形大型建物跡は、同一地点（第1群～第5群）で建て替えを繰り返します。これは複数棟が同時に存在しながら一定期間存続した可能性を物語っています。



図38 根古谷台遺跡環状集落想定図

【出典】根古谷台遺跡（縄文時代編）宇都宮市埋蔵文化財調査報告書 宇都宮市教育委員会

図39は根古谷台遺跡の平地式の建物（長方形大型建物跡・方形建物跡・掘立柱建物跡）の規模を比較しグラフ化したものです。

#### ■長方形大型建物跡（壁立式）

本遺跡の特異性を示す長方形大型建物跡は、平面形が隅丸長方形で、規模は最大の1号(図38 F-28)が長軸23.1m×短軸9.8m、最小の14号(図38 H-30)でも長軸14.4m×短軸5.1mです。同時期の一般的な建物跡と比較すると非常に大型であることがわかります。支柱穴は16棟すべてが2列10本で、柱の掘方の深さが確認面から50cmほどと規模のわりには浅くなっています。細い溝又はピット列が巡らされ、小柱又は杭を立て並べた壁立式であることがわかります。これらの建物群は中央広場の墓坑群を取り囲むように配置され、概ね5群にわかれ、それぞれの場所で1～4回の建て替えが行われています。また、炉が未確認であること、遺物が非常に少ないことから期間限定の仮設的な建物であった可能性が想定されます。

#### ■方形建物跡（壁立式）

平面形は基本的に隅丸方形、規模が長軸で5～8mのもので、本遺跡竪穴住居跡と比較すればA-3類又はB類の大きさに近く、特に大型と言えるものはみられません。ほぼ方形に巡る溝又はピット列の内側に、基本的に4本の支柱穴が配されます。遺物が少なく炉が未確認であること等、構造的には長方形大型建物跡と共通する建物跡です。長方形大型建物跡とほぼ同様な範囲に位置しますが、やや第3～5群寄りに集中しています。

#### ■掘立柱建物跡

柱穴の配列だけで、長方形大型建物跡や方形建物跡のような周囲を取り囲む溝又はピット列が確認されていないものを一括して掘立柱建物跡としました。他の建物跡同様、遺物は少なく炉は確認されていません。

平面形は基本的に長方形もしくは方形ですが、2間×2間とした4棟（J4号・J6号・J7号・J18号）は棟持柱が外に飛び出す亀の甲形で、図41にあるようにJ4号はさらに側柱の中央柱も外に飛び出すため、円形（サークル）に近い建物跡と考えられます。J4～7号は長方形大型建物跡第2群と第3群の中間に位置し、長方形大型建物群とセットで建設され、同様に同位置で建て替え（J5～7号）が繰り返されたものと考えられます。

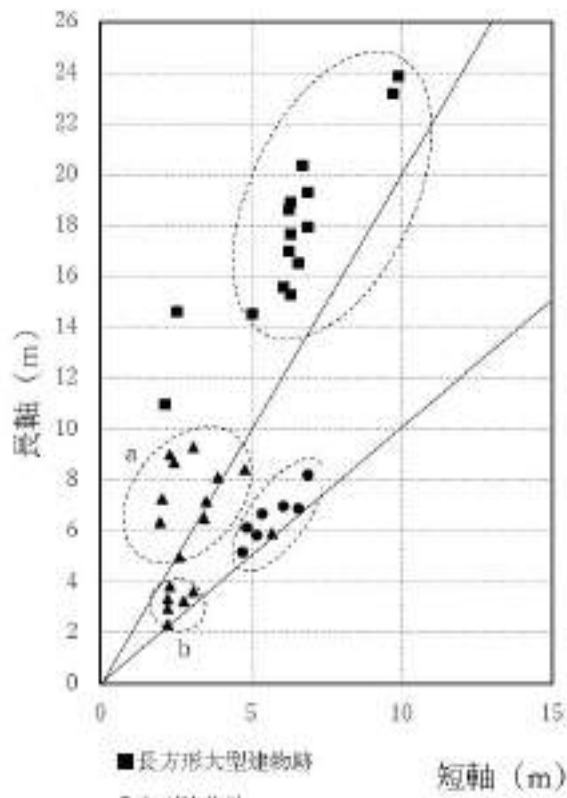


図39 平地式建物跡規模比較図



図40 平地式建物跡分類図

【出典】根古谷台遺跡（縄文時代編）宇都宮市埋蔵文化財調査報告書 宇都宮市教育委員会

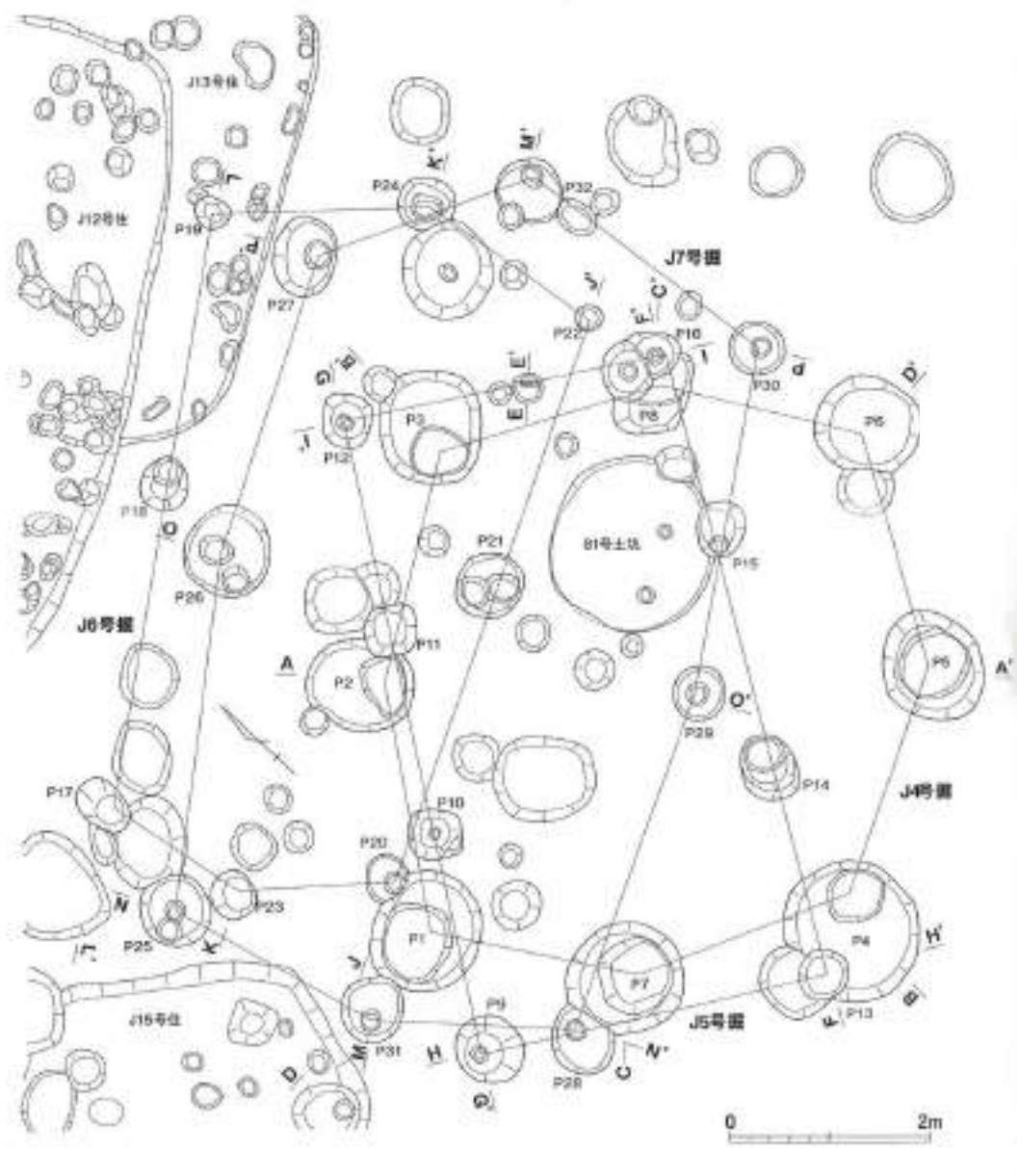


图 41 J-4~7号掘立柱建物跡実測図

【出典】根古谷台遺跡（縄文時代編）宇都宮市埋蔵文化財調査報告書 宇都宮市教育委員会

■ 竪穴建物跡

図42は根古谷台遺跡の竪穴建物の規模を比較しグラフ化したものです。

竪穴建物跡は、図43に示すように平面形と規模により以下の5つに分類することができます。

- A-1類 平面形が隅丸長方形で、長軸が13m以上の超大型のもの。支柱穴は6本（J5号、J17号）
- A-2類 平面形が隅丸長方形で、長軸が9~12mの大型のもの。支柱穴は6本（J11号、J12号、J16号、J20号）
- A-3類 平面形が隅丸長方形で、長軸が8m未満のもの。支柱穴は6本（J1号、J2号、J10号、J13号、J14号、J18号、J22号、J23号、J24号、J25号）
- B類 平面形がほぼ隅丸方形で、長軸が4~7mのもの。支柱穴は4本が基本（J4号、J6号、J7号、J8号、J21号、J26号）
- C類 平面形が楕円もしくは不整楕円形で、規模が2~4mのもの。支柱穴は2本もしくは壁柱穴のみ（J15号、J28号、J29号、J30号）

なお、ほとんどの竪穴建物跡が1~数回の建て替えを行っています。

また、各遺構の伴出土器との検討から、平面形の隅丸方形化、規模の小型化の変遷が指摘できます。

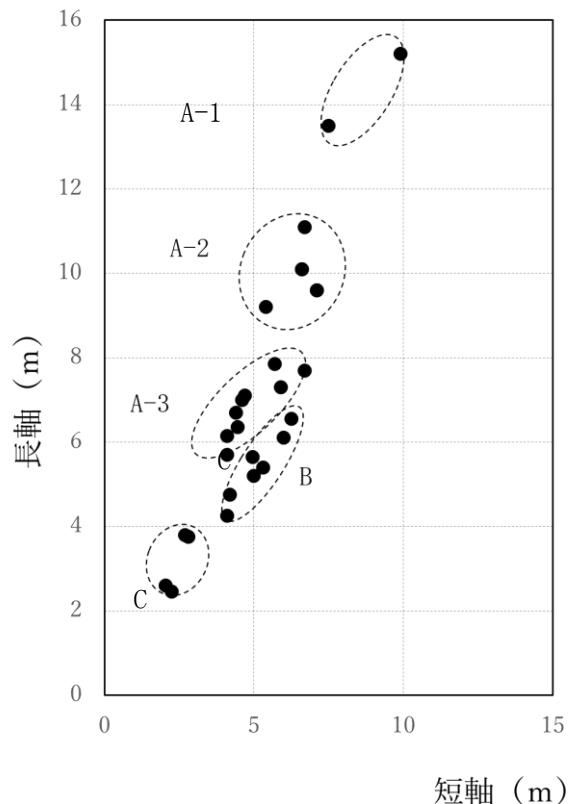


図42 竪穴建物規模比較図

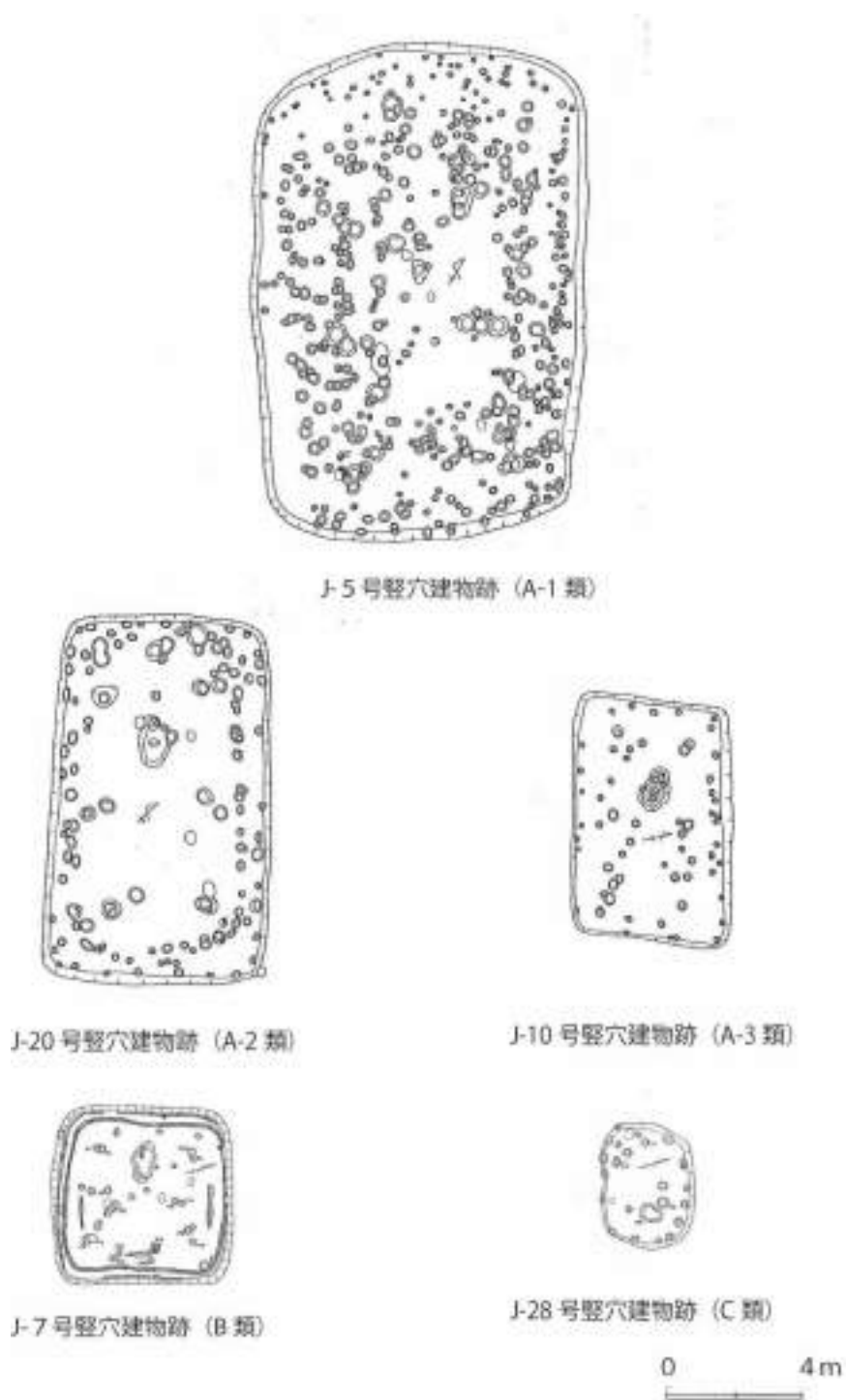


図43 竪穴建物跡分類図

【出典】根古谷台遺跡（縄文時代編）宇都宮市埋蔵文化財調査報告書 宇都宮市教育委員会

### ■墓坑・土坑群

本遺跡では広場を中心におよそ 340 基の墓坑・土坑が確認されています。この内 138 基を現状保存としました。

墓坑・土坑の分布は中央広場（直径 70～80mのほぼ円形）の全体に及んでいますが、密度は住居・建物跡群寄りの外側の方が濃く、中心部に行くに従ってやや薄くなります。特に中心部の半径 10m程の範囲は薄く、ほぼ空白地帯であったものとみられます。

墓坑・土坑は一つ一つが単独ではなく、7～8基がサークル又は弧状に配列し小グループを形成していて、その規模は直径6～7m前後で、大小差はあまりみられません。今回確認された墓坑・土坑群中には、僅かではあるが大きい川原石を出土するものがみられました。また広場全体には、川原石・礫や大型石器の破片等が散乱した状態で確認されており、このような状況からみると各墓坑・土坑には配石があった可能性が高く、小グループの位置認証にもなっていたものと考えられます。

これらの墓坑・土坑からの出土品は、図 45.46 の装身具（珧状耳飾、管玉・丸玉等）或いは副葬品（石匙・鏃）で、広場北西隅のごく限られた墓坑群だけからでした。この墓坑群は掘り方がやや丁寧であるものの、規模・形状等は他のものとほぼ同様であり、出土品だけが際立っています。おそらく集落のリーダー的集団（一族）の墓域であったと考えられます。

以上、本遺跡は墓坑と考えられる土坑群を取り囲むように建物群が建ち並ぶ、いわゆる「環状集落」で、その規模は中央広場が直径 70～80m、集落全体が直径 150mと想定されます。遺構の切り合い関係などから集落の変遷は少なくとも 4 時期あると考えられます。また、姿川流域には小規模な集落が丘陵上に点在しており、本遺跡は、周辺の集落の人々も参加する葬送儀礼を行うなどの拠点集落であったと考えられます。

その後、この台地上には 5 世紀末～6 世紀前半にかけて集落が営まれ、集落が終焉すると 6 世紀後半～7 世紀にかけて円墳 7 基からなる古墳群が造営されます。その中の一番大きな将軍塚古墳（直径 30m）と 6 号墳（直径約 10m）は根古谷台遺跡に近接した位置に築かれています。これらの古墳を意識してか、8 世紀の集落は、根古谷台遺跡の墓坑域とほぼ重なるように 6 号墳よりも南側に営まれました。

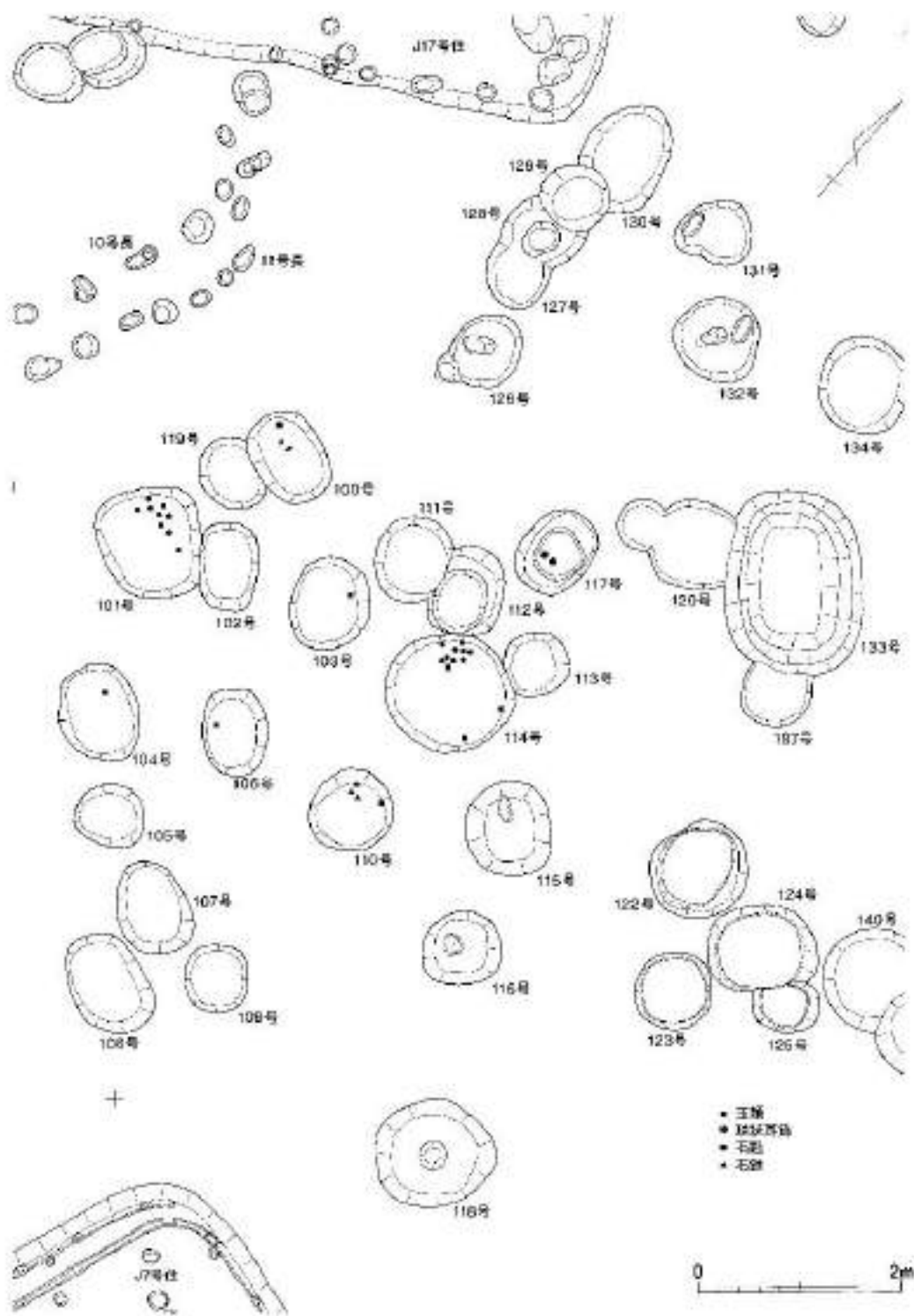
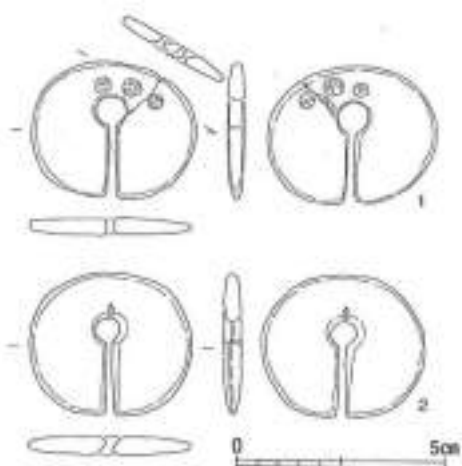
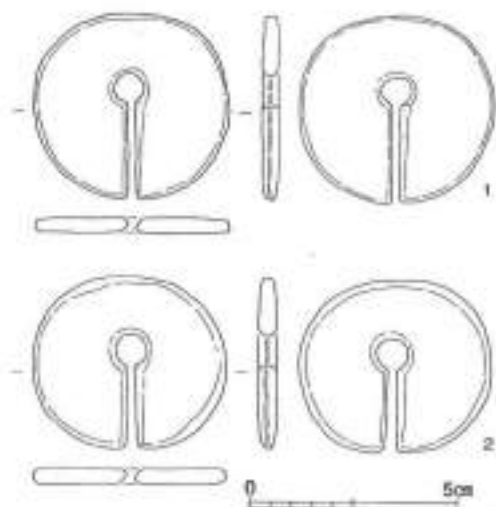


図 44 玉類出土墓坑群

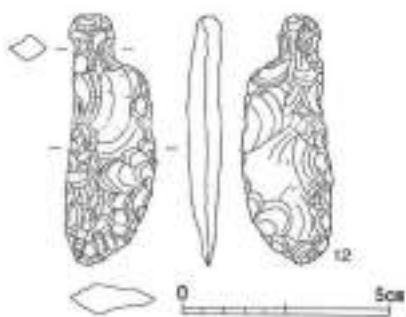
【出典】根古谷台遺跡（縄文時代編）宇都宮市埋蔵文化財調査報告書 宇都宮市教育委員会



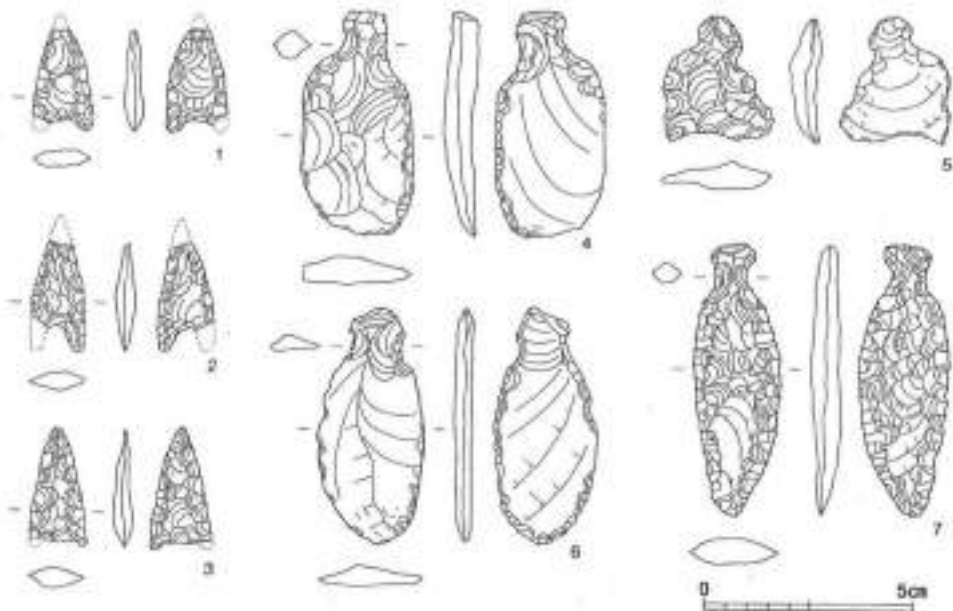
100号墓坑出土块状耳飾



117号墓坑出土块状耳飾



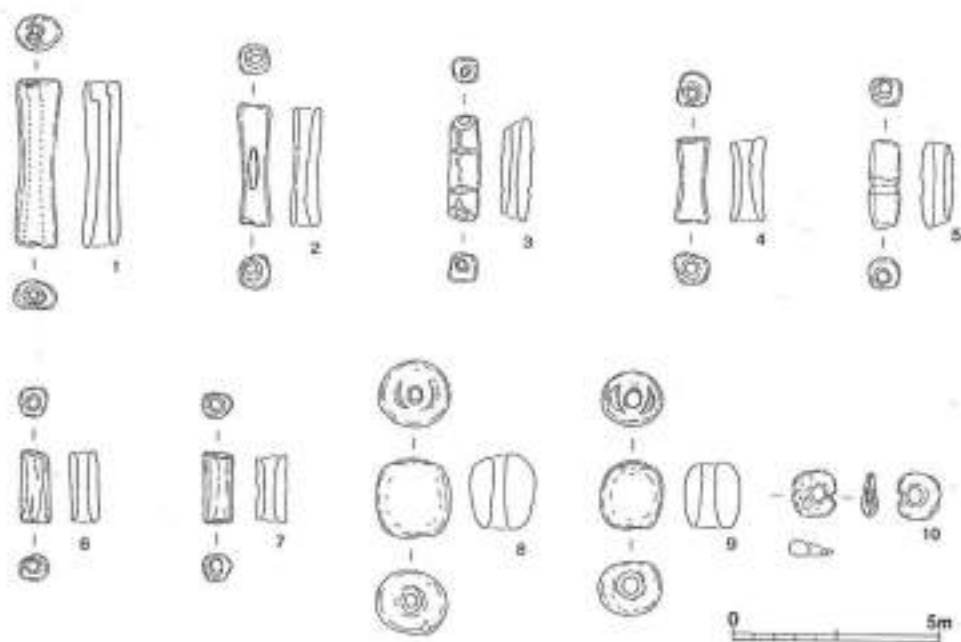
114号墓坑出土石匙



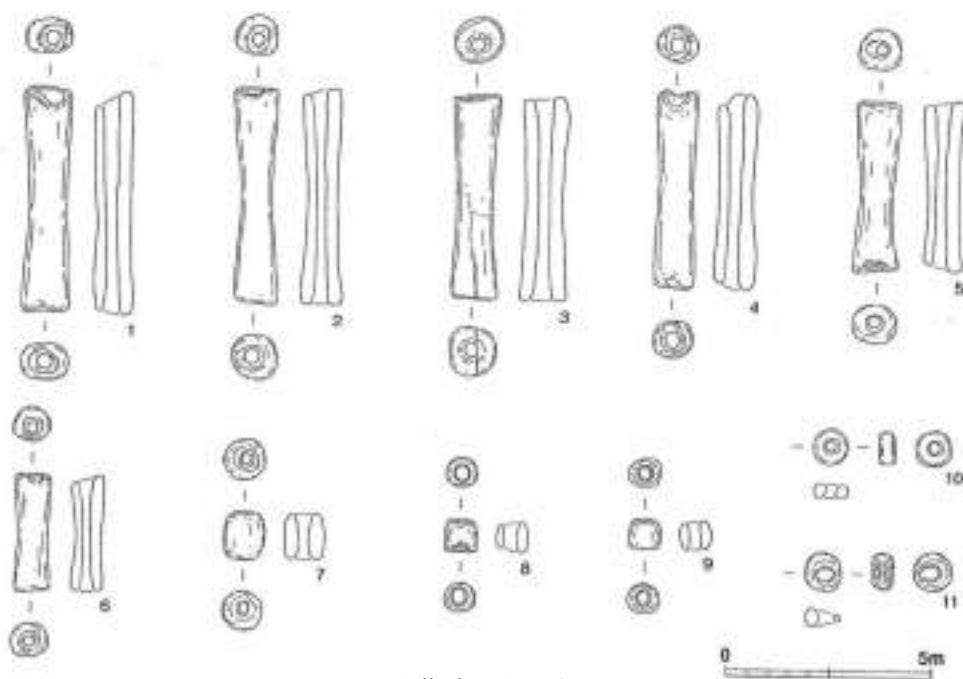
1~4 : 110号、5 : 103号、6 : 104号、7 : 106号

图45 墓坑出土石器実測図

【出典】根古谷台遺跡（縄文時代編）宇都宮市埋蔵文化財調査報告書 宇都宮市教育委員会



101号墓坑出土玉類



114号墓坑出土玉類

図46 墓坑出土玉類実測図

【出典】根古谷台遺跡（縄文時代編）宇都宮市埋蔵文化財調査報告書 宇都宮市教育委員会

## 2 史跡指定後の研究成果

近年の研究によれば、根古谷台遺跡から出土した乳白色の珉状耳飾や管玉等は、 $Mg/(Mg+Fe)$  値が 0.9 以上の「透閃石ネフライト」で製作されたものであることが蛍光 X 線分析の結果判明し、大陸産ネフライトで製作された可能性が指摘されています（中村・飯塚 2021）。同様の石質をもつ装身具は福井県あわら市桑野遺跡、群馬県下仁田町下鎌田遺跡等、国内では数遺跡からしか見つかりません。特に珉状耳飾は大陸との関係が指摘されている遺物であることから、日本列島に伝来した可能性や当時の人々の交流の在り方等を考える上で参考となります。

（参考文献）

- あわら市教育委員会 2019『桑野遺跡』
- 上野修一ほか 1998『山崎北・金沢・台耕上・関口遺跡』栃木県教育委員会・（財）栃木県文化振興事業団
- 植木茂雄ほか 1995『柿の内遺跡・下台原南遺跡』栃木県教育委員会・（財）栃木県文化振興事業団
- 宇都宮市史編さん委員会 1979『宇都宮市史 第一巻 原始古代編』宇都宮市
- 下仁田町遺跡調査会 1997『下鎌田遺跡』下仁田町教育委員会
- 中村由克・飯塚義之 2021「透閃石ネフライト製珉状耳飾の再評価：アジア大陸渡来品の可能性」日本第四紀学会 2021 大会
- 湯原勝美ほか 2001『長坂天王寺遺跡』宇都宮市教育委員会
- 梁木誠ほか 1986『上欠南遺跡』宇都宮市教育委員会
- 梁木誠ほか 1988『聖山公園遺跡Ⅴ ー根古谷台遺跡発掘調査概要ー』宇都宮市教育委員会
- 梁木誠ほか 1993『聖山公園遺跡 根古谷台遺跡（古代・中近世編）』宇都宮市教育委員会
- 梁木誠ほか 2018『根古谷台遺跡（縄文時代編）』宇都宮市教育委員会
- 梁木誠ほか 2020『割田遺跡』宇都宮市教育委員会

### 第3章 史跡の概要

## 第4章 史跡の本質的価値

### 第1節 史跡としての価値

#### 1 特異な大型建物群が墓域を取り囲む縄文時代前期の環状集落

本遺跡の特徴は、墓域を囲むように特殊な構造と大きさをもつ建物群を配置し、その建物群が縄文時代前期（黒浜式期）という一定の期間内に大きく4期の変遷があること、また、遺物全体の種類と量が少ないことであり、日常生活の場よりは、いくつかの集団が墓地を囲んで葬送儀礼を行うなどの集団祭祀の場の可能性が指摘されており、他に類例のない縄文時代の社会構造・精神生活を探る上で極めて重要な遺跡です。

#### 2 縄文時代前期を代表する装身具類

墓坑出土の珧状耳飾り等は、当時の装身具及び副葬品納置の実態を復原する上で重要であるとともに、玉作技術の一端を知る上でも貴重な遺物です。また、蛍光X線を使った科学的分析の結果、乳白色の珧状耳飾や管玉が大陸産ネフライトで製作された可能性があることが指摘されました。このように当時の装身具の広がり及び副葬品としての納置の実態を復原する上で重要であるとともに、縄文時代前期の玉作技術の一端を知る上で極めて貴重な資料です。

#### 3 色濃く残る先史時代の景観

本遺跡は、建物群と墓域の遺構が一体的かつ良好に保存されており、姿川と武子川に挟まれた狭小の台地上に立地しております。敷地内には、コナラやクリ、クルミなど、縄文時代の植生を再現し、周辺地域の既存樹林とともに、縄文人が暮らしていた当時を体感できる景観を保存修景しています。さらに南東斜面に群生するニッコウキスゲは、氷河時代からの生き残りで、数千年の時を超えて縄文人と現代人を繋ぐ生きた証拠であり、貴重な景観要素でもあります。

### 第2節 史跡公園としての価値

根古谷台遺跡の調査の結果、規模や構造の違う建物跡が複数確認されていることから、うつのみや遺跡の広場の整備に当たっては、それぞれのタイプを代表する4棟を復原しました。また、建物跡及び墓坑を平面表示したり、コナラやトチノキ等の当時生えていたと考えられる樹木の植栽をしたりするなどによって縄文時代の集落景観を再現しています。さらに、根古谷台遺跡の概要やその周辺遺跡などをよりわかりやすく知ることができるよう、出土遺物の他に模型など

#### 第4章 史跡の本質的価値

を使って展示をした資料館を隣接地に併設しています。

復原建物は、長方形大型建物（1号）、長軸が15.2mの超大型竪穴建物（J5号）、長軸が11.1mの大型竪穴建物（J20号）、長軸が7.1mの竪穴建物（J10）の4棟を復原しています。このように規模や構造の違う複数の建物を復原している史跡公園はあまりありません。縄文時代の大型建物の復原事例は下表のとおり少なく、特に、平地建物としての長方形大型建物跡の復原は他に例がありません。

**表6 縄文時代の大型建物復原事例**

遺跡名	所在地	時期	規模	構造	備考
三内丸山遺跡	青森県青森市	前期	32m×10m	竪穴建物	
根古谷台遺跡	栃木県宇都宮市	前期	23.1m×9.8m	平地建物	
不動堂遺跡	富山県朝日町	中期前葉	17m×8m	竪穴建物	埋設炉2基

## 第5章 史跡の現状と課題

### 第1節 保存（保存・管理）

#### 1 現状

##### (1) 遺跡の現状

根古谷台遺跡は、昭和61年（1987）から昭和62年（1987）までの発掘調査によって希少性の高い遺跡であることが判明し、昭和63年（1988）に国史跡に指定されました。平成2年（1990）には墓坑から出土した玦状耳飾・首飾等が重要文化財に指定され、平成3年（1991）に史跡公園「うつのみや遺跡の広場」として、開設しました。

根古谷台遺跡は、縄文時代前期の墓域とその周囲の大型建物群について、史跡指定されていますが、史跡外の將軍塚古墳、奈良時代の竪穴建物等は史跡公園として史跡とともに保存をはかっています。

史跡指定地7,555.3㎡については公有地化しており、隣接活用地とあわせて17,609㎡を史跡公園として保護しています。ただ、隣接活用地の中の將軍塚古墳付近は一部民有地で公有地化できていません。

調査で発見された凹上の竪穴建物、柱穴、土坑等の遺構については、調査時の表土面までは鹿沼土で埋め、その上に保存用覆土として調査時に削土した黒土を40～60cm、整備用覆土として50～60cm土盛りし、遺構保存をはかりました。

史跡の縁辺には、縄文時代の景観を復原するため、コナラやトチノキを植栽しています。

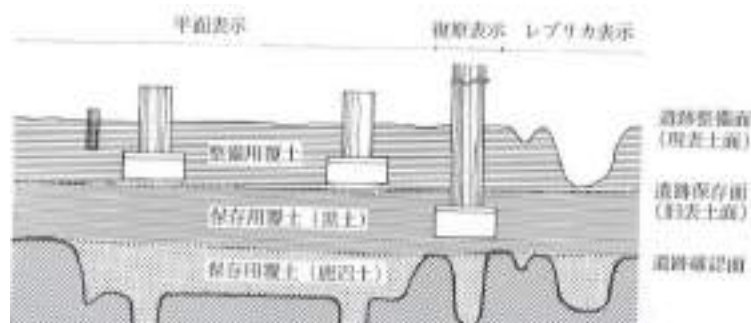


図47 遺構保存状況模式図

根古谷台遺跡の範囲は、現指定範囲から南東の尾根上に広がる水田面にも及んでいると考えられ（図1）、埋蔵文化財包蔵地として周知をはかっています。これまで営農が続けられていることから、確認等の調査は実施していませんが、史

跡指定地の中で考えられた非日常的な空間に対して、日常的な居住空間の存在が想定されます。

## (2) 遺物保存の現状

出土遺物については、うつのみや遺跡の広場資料館で展示されるほか、重要文化財については、防災や防犯にかかるセキュリティー面の確保から、清明館歴史展示施設内にある展示ケースに保管され、常設展示されています。



図 48 出土遺物が清明館歴史展示室に展示されている様子

## 2 課題

### (1) 遺跡の保存の課題

根古谷台遺跡の史跡指定地は、敷地内は全て公有地化されていますが、史跡公園の中に一部民有地があり、今後、根古谷台遺跡の保存管理上の影響を考慮すると、必要に応じて敷地内の民有地を公有地化していく必要があります。また、周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地は、根古谷台遺跡の本質的価値を深めるためにも追加指定を念頭に入れて、調査研究を深めていく必要があると考えております。

史跡縁辺に植栽したコナラなどの樹木が高木化し、地下遺構に影響を及ぼす懸念があります。

史跡南東側の田地に位置する本遺跡の未調査部分における史跡の追加指定については、範囲の確定や、集落の有無の特定等を解明する調査研究を進めていくために確認調査及び発掘調査を実施する方法やその在り方について検討する必要があります。併せて、史跡指定地外において、発掘調査及び調査研究によって、根古谷台遺跡に関わる新たな遺構や知見が発見された際の、保存に向けた追加指定等の対応方針を定めておく必要があります。

## (2) 遺物の保存の課題

適切な遺物の収蔵管理については、一括した管理、収蔵場所の確保が必要です。また、根古谷台遺跡の性格を示す重要な資料であることから、系統的な展示公開を行う必要があります。また、重要文化財を含むこれらの遺物は、史跡と一体であることから、資料館で系統的・効果的に保存・展示公開を行う必要があります。

表7 保存・管理に関する現状と課題

現状	課題
根古谷台遺跡の史跡指定地の公有地化は100%だが、うつのみや遺跡の広場としては一部私有地がある。	適切な遺構の保存管理のためにも公有地化が必要である。
縄文景観を復原するためコナラなどの植栽をしている。	樹木が高木化して、地下遺構に影響を及ぼす懸念がある。
根古谷台遺跡には未調査の地点があり、現状保存されている。	追加指定に向けた未調査地点における調査を行い、範囲の確定や、集落の有無の特定等につながるような確認調査の実施方法やその在り方を検討する必要がある。指定地外での発掘調査、調査研究により新たな知見が発見された際の保存に向けた対応が必要である。
一部の遺物がセキュリティ上の課題から、別の施設に保管・展示されている。	史跡と遺物の一体的な保存管理のためにも、本施設資料館内での保管と展示を進める必要がある。

## 第2節 活用

### 1 現状

史跡公園の開園以来、積極的に学校教育に活用され、校外学習の場として多くの児童が来園しています。また市内幼稚園では、どんぐり拾いなど縄文の森の自然に親しむ園外活動が実施されています。資料館では、子供たちの長期休暇の時期に合わせ「縄文土器づくり」「野鳥の巣箱づくり」など、親子で参加できる体験講座を企画し、市を通じて募集、実施をしています。

園内に自生するニッコウキスゲの花期には毎年「キスゲまつり」を開催し、地域の活性化と観光を目的として農産物の直売なども行い、市内外から多くの来場者があります。他に「写真展」「縄文の秋まつり」など市民の求めに応じたイ

ベントを不定期に実施しています。

また、本施設は、発掘調査以前から通常は高原で見られるニッコウキスゲが台地の斜面地に自生していたことから、整備の際に自然観察路を設け、花の咲く5月には多くの来園者が訪れるほか、環状に並ぶ建物群の内側の墓域を平面表示した芝生の広場は土器焼体験などのイベント広場として活用されています。

平時には、休園日を除く午前9時から午後5時まで、西山文化財愛護会の係員が常駐し、資料館の解説や復原建物の外観をめぐる園内案内などを行っています。来園者はこうした係員によるガイドのほか、園内サイン施設、ガイダンス施設、リーフレットなどで史跡の価値、魅力に触れています。

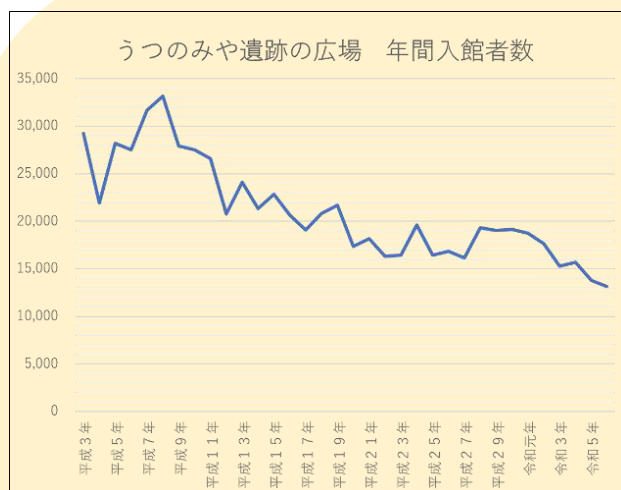


図 49 年間来場者数

**【参考】令和6年度の状況**

令和6年度年間入園者数…13,149名

▽団体利用者

幼稚園・保育園…236名

小学生～高校生…575名

デイサービス等…681名

**【参考】令和6年度の状況**

令和6年度年間入園者数…13,149名

(団体利用者)

幼稚園・保育園…236名

小学生～高校生…575名

デイサービス等…681名



図 50 キスゲまつり



図 51 縄文の秋まつり講演会

## 2 課題

近年は、学校の利用が減少し、教育施設としての活用頻度は減少しています。体験学習は主に学校や市を通じて情報発信を行っているため、対象が限定的なものになっています。

復原建物は開園当初は内部見学及び内部での体験活動を実施していましたが、入場者の安全確保という点から、現在は内部を活用した効果的な周知啓発活動を企画できておりません。

「キスゲまつり」をはじめとするイベントは管理団体の高齢化、人手不足などの問題で、内容・回数ともに縮小傾向にあります。同様の問題で、平時の来園者に対するガイディングも、対応しきれないことがあります。

学校の利用が減り、リーフレットが駅や他の観光案内施設に配布されていないため、市を訪れた観光客のみならず、市民の認知度も低くなってきています。

リーフレットおよび資料館の展示内容は開園時から変わっておらず、多言語対応もできていません。またリーフレット以外に来園者が記念として持ち帰るものがなく、今後の活動資金源の確保としても記念品の開発、販売は検討の必要があります。

**表 8 活用に関する現状と課題**

現状	課題
校外学習・園外活動の場として幼児・児童に親しまれている。体験学習を実施しているが、復原建物内部を活かした企画を実施していない。	学校での利用が減少しており、広く一般への情報発信と展示の見直し、観光資源化の検討が必要。 復原建物内部を活かした企画の検討
自然環境を活かした催事に多くの来場者があり、日常もガイドが常駐して対応している。	運営団体の高齢化、人手不足によりイベントは縮小傾向にある。管理業務と並行しているため、来客対応ができないことがある。
資料館で体験学習を実施しており、学校や市を通じて募集している。	情報発信が限定的で市民一般に伝わっていない。リーフレットも発行部数が限られており、配布が限定的。
来園者は園内サイン施設、ガイダンス施設、リーフレットなどで史跡の価値、魅力に触れている。	リーフレットや展示、サインの内容が開園時から変わっていない。老朽化が進み見づらい。多言語化の対応もできていない。

### 第3節 整備

#### 1 現状

##### (1) 復原遺構

縄文時代の墓域は芝生広場として平面表示し、一部の墓坑についてはレプリカで復原表示をしています。墓域の周囲の大型建物は、本遺跡の特異性を示す1号長方形大型建物と竪穴建物のうち、規模の違う3棟、あわせて4棟を復原し、2棟を平面表示、1棟をレプリカで表示しています。周囲はコナラやトチノキなどを植栽し縄文時代の景観を再現しています。

墓坑は、発掘調査時の様子を示すために現地に関東ローム層（赤土）でレプリカを作りましたが、経年劣化により、表面をセメントで覆うことになりました。その際に、墓坑底面中央部に排水口を設置しましたが、落葉や周辺からの土砂の流入により排水溝が塞がれ、十分な排水ができていません。



図 52 墓坑レプリカの様子

茅葺の復原建物は、日常的に愛護会員が目視による外部の点検を行っているほか、良好な状態を維持するため、年間4回の燻煙を専門業者に委託して実施しています。史跡整備時から20年程経過したところで屋根の崩落が始まり、部分的な修復工事を随時実施しています。

竪穴建物（J-20）は、周堤体部分の盛土が、長年にわたる雨水により流出し、側壁の柴垣部分が露出し、茅の腐食等に伴う屋根材の崩落等の経年劣化が著しい状態です。復原建物は史跡公園の最大の



図 53 1号長方形大型建物

魅力ですが、建築基準法上内部に入れず、外観の見学のみが認められているため、来場者から落胆の声が多く寄せられています。

(2) 植栽・園路



図 54 J-10号竪穴建物



図 55 J-20号竪穴建物

公園に植栽された樹木は、成長により縄文時代の景観を創出している一方、高木化により復原建物の日照時間が減少したことによる茅葺屋根の苔類の発生や、園内外の枝の落下などが発生しています。令和6年には危険木・支障枝の剪定を実施しましたが、限定的な対応となっています。

(3) 資料館

サイン施設については、当園利用者が正しく、かつ分かりやすく歴史学習を行うことを目的に、入口に総合案内板と遺跡名称板、園内の建物等に説明板、利用上の適切なマナーを呼びかける注意板を設置しています。台部分には宇都宮市の特産品である大谷石を使用していますが、劣化によるすり減りが見られます。



図 56 苔類発生の様子



図 57 サイン施設台の劣化の様子

園路は、歴史的景観に調和できるようにダスト舗装を施しています。遺構表示との間には丸太や玉石を敷き、遺構の位置と園路を区別しています。ニッコウキスゲの自生地を含む自然散策路は採石の敷砂利をし、急傾斜部分には杭丸太階段を設置していますが、一部の丸太にひび割れや傾きが生じています。



図 58 遊歩道の劣化の様子

資料館は、開園当初から本遺跡とその周辺環境を再現した大型のジオラマ、竪穴建物・長方形大型建物・墓坑の模型、出土した土器等の遺物を展示しています。国重要文化財の展示には対応できていないため「玦状耳飾・首飾」はパネル展示になっています。長方形大型建物の構造を模した建物は天井が高く、上部に外光を取り込み、展示ケースやジオラマには蛍光灯やスポットライトを用いていますが、来園者からは暗くて見づらいとの声があります。



図 59 解説パネルの剥離等



図 60 館内の様子

## 2 課題

### (1) 復原遺構の課題

墓坑は、落葉や周辺からの土砂の流入がみられ、排水機能の低下などから土砂等の処理に困難をきたすことがあります。

復原建物については、開園から30年以上が経過し、茅の腐食などに伴う屋根材の崩落や、周堤体部分の盛土の流出など、著しく経年劣化が発生しています。また、来園者から要望の多い、内部の見学ができないことも課題となっています。

### (2) 植栽・園路の課題

樹木の高木化・枯れは、園内外の安全性や建物の維持を脅かすものとなっています。

### (3) 資料館の課題

サイン施設や園路、自然観察路は、劣化や崩れが発生し、適切な情報の提供や安全な歩行のための改修が必要です。

資料館では、展示物のパネル剥離や模型の損傷が進んでおり、補修が必要です。また、国重要文化財を含めた系統的な展示や、現代的のニーズに合ったわかりやすく適切に遺跡の魅力を伝える展示方法への見直し、展示物の刷新が必要です。

館内照明については、LED化などで明るく見やすく、環境負荷の低い照明への検討が必要です。

**表9 整備に関する現状と課題**

現状	課題
墓坑に落葉や周辺からの土砂の流入し、排水機能が低下している。	排水機能の改善と、墓坑の見せ方について検討。
復原建物の茅葺屋根の腐食、周堤体部分の盛土流出等の経年劣化が見られる。 建築基準法上、長時間居続けることができない。	経年劣化が著しい。内部に立ち入りを希望する声が多く、見直しの検討が必要。
樹木が縄文時代の景観を創出している。	高木化により復原建物の維持に影響を与え、枯れた枝の落下など園内外に危険を及ぼしている。
サイン施設の大部分がすり減っている。	経過観察を実施していく必要がある。
園路にダスト舗装を施し、丸太や玉石を敷き、遺構の位置と園路を区別している。自然散策路は採石の敷砂利をし、急傾斜部分には杭丸太階段を設置している。	来園者の安全な歩行を実現するために、園路や自然観察路の修繕が必要である。
資料館は、開園当初から展示が変わっていない。国重要文化財の展示に対応できていない。館内が暗い。	現代のニーズに合った展示刷新、施設の改修の検討が必要。 LED化等の照明設備の改修が必要である。

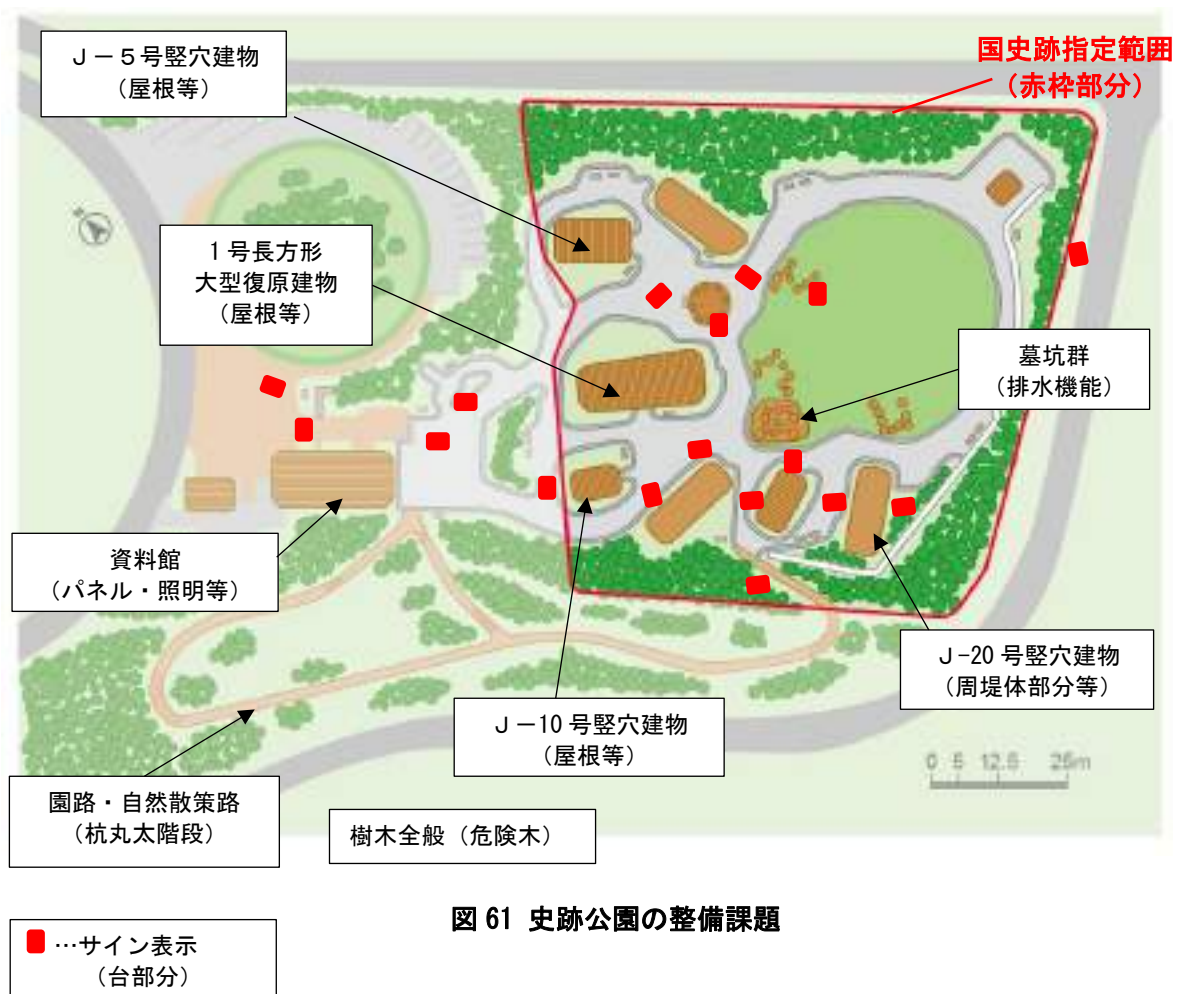


図 61 史跡公園の整備課題

## 第4節 管理・運営

### 1 現状

現在指定管理者制度により管理・運営を行っている西山文化財愛護会は、国指定史跡「根古谷台遺跡」の愛護を目的として開園当初に結成された団体です。会員は遺跡の周辺に居住する方が多く、同遺跡への愛着を持ち、施設の管理運営を行っています。

愛護会では、会員による来園者への丁寧な対応や分かりやすい解説、適切な園内の環境整備等、継続的な取組を行っており、高い水準の利用者満足度が得られています。また、キスゲまつり等の地域住民の交流の場となるイベントや、縄文土器作り等の施設の特性を活かした事業等を展開し、国指定史跡「根古谷台遺跡」の周知を積極的に行っています。

約1.76万㎡の敷地に対し、常駐する愛護会員により、園内の落ち葉さらいや除草作業、来園者への解説案内等、業務内容は多岐にわたります。そのため、園入口にある資料館にいられないこともあり、来園者の入口での対応や問い合わせの電話対応ができない場合があります。また、指定管理者の高齢化が進み、業務の一つである施設の維持管理に支障が生じることもあります。



図 62 解説・清掃の様子

### 2 課題

来園者や電話の対応は、史跡の周知啓発活動に支障が生じるおそれがあることから、管理体制の検討が必要です。さらに、指定管理者の高齢化については、維持管理業務に支障が生じるおそれがあることから、現指定管理者との維持管理業務内容の見直しや、指定管理者との連携を検討したうえで、長期的には、現指定管理者や、指定管理者制度採用の是非についても検討する必要があります。

表10 管理・運営に関する現状と課題

現状	課題
指定管理者制度により「西山文化財愛護会」が管理運営している。	管理体制や管理業務内容の見直しが必要。
業務の内容は多岐にわたり、来園者の窓口や電話での対応ができないことがある 現指定管理者の高齢化が進み、支障が出る。	指定管理者との連携に関する検討が必要。 長期的には現指定管理者や制度の見直しを検討。

## 第5章 史跡の現状と課題

## 第6章 史跡の保存と活用に関する基本方針

### 第1節 計画の方向性

史跡根古谷台遺跡は、昭和63年（1988）に保存整備事業基本計画及び実施設計を作成し、それに基づいて環境整備を行いました。この環境整備では、史跡指定要件が縄文時代前期（黒浜式期）の環状集落であることを踏まえ、基本計画における公開・展示方法、総合配置方針により、遺跡の保存を図りながら墓坑を囲む大規模な環状集落である遺跡の形態及びスケールを示しました。今後の保存活用計画においても、この基本計画による方針を継承していくこととします。

ただし、平成3年（1991）に「うつのみや遺跡の広場」として開園してから、経年とともにさまざまな課題や史跡を取り巻く環境、社会情勢にも変化が生じてきています。前項で整理した課題を解消し、最新の研究成果を踏まえつつ、保存、管理、活用、整備を図り、将来の再整備を見据えた柱となる基本方針を次のように設定します。また、SDGsの理念を尊重し、持続可能な開発目標のうち、「目標4 質の高い教育をみんなに（ターゲット4-7）」「目標11 住み続けられるまちづくり（ターゲット11-4）」の達成に向けた管理・運営を行います。



 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>&lt;ターゲット4-7&gt;</b> 2030年までに、教育を受けるすべての人が、持続可能な社会をつくっていくために必要な知識や技術を身につけられるようにする。そのために、たとえば、持続可能な社会をつくるための教育や、持続可能な生活のしかた、人権や男女の平等、平和や暴力を使わないこと、世界市民としての意識、<u>さまざまな文化があることなどを理解できる教育</u>をすすめる。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>&lt;ターゲット11-4&gt;</b> 世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保っていくための努力を強化する。</p>

図63 SDGsの理念



図64 聖山公園内「遺跡の広場」保存整備事業基本計画



図65  
よみがえる  
太古うつのみや  
遺跡の広場  
— 史跡根古谷台  
遺跡保存整備事業  
報告書 —

## 第2節 基本方針

- 基本方針①史跡を未来へ継承するための適切な保存
- 基本方針②史跡を理解するための復原建物等の展示物の適切な管理
- 基本方針③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用
- 基本方針④史跡の特徴を生かした学習と活用につなげる環境の整備
- 基本方針⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営

### 基本方針①史跡を未来へ継承するための適切な保存

国民共有の財産である史跡の本質的価値を損なうことなく恒久的に保存するために引き続き適切な保存措置を図ります。

### 基本方針②史跡を理解するための復原建物等の展示物の適切な管理

復原建物などの展示物の管理マニュアルを作成し、良好な状態で維持します。また、修繕については長期的な視野をもって計画的に取り組みます。

### 基本方針③史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用

体験型事業の充実、学校教育との連携、市民活動の援助など、活用の幅を拡大します。積極的な情報発信や広報を充実し、集客の増加につとめます。

### 基本方針④史跡の特徴を生かした学習と活用につなげる環境の整備

縄文時代前期（黒浜式期）の墓坑を中心に大型建物などで構成された環状集落という特徴を、さらに理解しやすく、学習や活用の向上につながる再整備の計画を進めます。

また、VRなどの最先端技術の導入など、整備手法の調査検討を行います。

### 基本方針⑤史跡を管理・活用する持続可能な運営

愛護会と協働による運営や地域住民、地域団体との連携を強化します。

## 第7章 史跡の保存と管理

### 第1節 保存の方向性

史跡指定地 7555.3 m<sup>2</sup>及び隣接活用地 10053.7 m<sup>2</sup>は公有化され、合計 17,609 m<sup>2</sup>が「うつのみや遺跡の広場」として整備されています。また、広場の北側は市営の墓地となっています。広場の敷地内にある一部私有地については、地下遺構の保護を万全にするために、公有地化を目指します。

このように史跡指定地内及び隣接活用地内においては、住宅の建設や道路の建設など保存に影響を及ぼすような現状変更の可能性は低いと想定されますが、将来的な再整備を見据えて具体的な現状変更の取扱基準を定めます。

施設南東部に位置する本遺跡の未調査部分における史跡の追加指定については、今後、土地の活用状況や土地所有者の意向を踏まえ、範囲の確定や、集落の有無の特定等につながるような確認調査の実施方法やその在り方について検討します。

### 第2節 保存の具体的な取組

基本方針①「史跡を未来へ継承するための適切な保存」に沿って、以下の様に取り組みます。

- 公有地化の取り組みを進めます。
- 史跡としての本質的価値を高めるための研究を継続します。
- 遺物に関する施設での一括した管理方法について検討します。
- 史跡の追加指定に係る調査・研究及びその在り方について検討します。

#### 【主な取組】

- ・一部私有地の公有化
- ・根古谷台遺跡と近隣の遺跡の総合的な研究
- ・類似施設での遺物の保存・管理方法に関する情報聴取
- ・史跡南東部における未調査部分の調査に関する土地の活用状況確認

### 第3節 現状変更の取扱基準

史跡指定地内において、現状を変更する又は史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化財保護法の規定により文化庁長官の許可が必要になります。史跡の本質的な価値を守るために、現状変更の取扱基準を以下のとおり定めます。

表11 現状変更取扱基準

項目	取扱基準
史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再整備は、史跡の本質的価値を損なわないように行う。</li> <li>・再整備後は、史跡の保存・活用に必要な範囲で現状変更を認める。</li> </ul>
土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の保存、管理、整備、活用、防災にかかわるもの以外は原則として認めない。</li> </ul>
建築物 ・復原建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理、整備、活用を目的とするもので、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存および景観に影響を及ぼさない場合は認める。</li> <li>・修繕、補修は、維持管理上必要な場合で史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。</li> </ul>
工作物 ・展望台、 柵、説明版、 遺構表示など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規工作物の設置は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理、整備、活用を目的とするもので、土地の形状変更を伴わず、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。</li> <li>・改修は、維持管理上必要な場合で史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。</li> <li>・除去は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。</li> </ul>
道路 ・園内通路など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設は原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わる維持管理上必要とする道路の新設、移設、拡幅と既存道路の修繕、補修は、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。</li> </ul>
埋設設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理、整備、活用、防災に関わる維持管理上必要とするもので、史跡の保存及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。</li> </ul>
樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の植栽は、史跡の整備に関わるもの及び維持管理上必要なもの以外は原則として認めない。</li> <li>・根の伸長など史跡の保存に影響を与える樹木は、伐採、伐根を認める。</li> <li>・近隣に影響を与える樹木は、伐採、伐根を認める。</li> <li>・史跡の管理に支障のある樹木は、伐採、伐根を認める。</li> <li>・史跡の整備に支障のある樹木は、伐採、伐根を認める。</li> </ul>
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の保存、整備を目的とするもの以外は原則として認めない。</li> </ul>

表 12 現状変更許可申請区分

許可区分と法令	行為の内容
文化庁長官	<p>文化財保護法第125条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置の日から50年を経過している建築物等の増改築及び除去</li> <li>・ 既存建築物の同範囲内で、新たに史跡に影響を及ぼさない建築物等の増改築</li> <li>・ 必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為</li> <li>・ 現状の景観に大きな影響を及ぼす行為</li> <li>・ 史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為</li> <li>・ 史跡の保存、管理、整備に関わる建築物、掘削を伴う設備工事</li> <li>・ 史跡の保存及び景観に影響を与える樹木の植栽、伐根</li> <li>・ 発掘調査（史跡の保存、整備を目的とするもの）</li> </ul>
宇都宮市	<p>文化財保護法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増改築</li> <li>・ 工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置の日から50年を経過していないもので、土地の形状変更を伴わないもの）</li> <li>・ 道路の舗装もしくは修繕（土地の形状変更を伴わないもの）</li> <li>・ 史跡管理に必要な施設（文化財保護法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な標識、説明版、境界標、囲いその他の施設）の設置、改修</li> <li>・ 電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これに類する工作物の設置または改修（土地の形状変更が最小限度やむを得ない程度をこえないもの）</li> <li>・ 木竹の伐採</li> <li>・ 建築物等（設置から50年を経過していないもので、土地の形状変更を伴わないもの）の除去</li> </ul>

## 第4節 管理の方向性

課題となっている復原建物の茅葺屋根の落下や樹木の高木化などによる遺構への影響について、重点的に調査、検討を行っていきます。

樹木の剪定、広場の除草、資料館の修繕など、日常的な管理は、これまでと同様に西山文化財愛護会が行います。

しかし、樹木の高木化と枯れ木による近隣への影響、復原建物の経年劣化などの対応については、市が長期的な計画に基づく管理を行っていきます。

現在本施設ではない場所に保管されている国指定重要文化財を含む遺物の収蔵管理については、史跡の性格を示す重要な資料であり、一括した管理及び展示公開を行うためにも、施設内での適切な保存をするよう検討します。

## 第5節 管理の具体的な取組

これまで継続的に行ってきた日常的な管理に加え、基本方針②「史跡を理解するための復原建物等の展示物の適切な管理」に沿って、以下のように取り組みます。

- 復原建物やサイン表示などの展示物の修繕計画と管理マニュアルの作成を進めます。
- 史跡として復原した修景を維持しながら、近隣の道路や田畑への影響を抑えるために、高木化した樹木の整理を検討します。
- 出土遺物の一括管理・収蔵場所の確保を進め系統的な展示公開を行います。

### 【主な取組】

- ・復原建物やサイン表示などの展示物の修繕計画と管理マニュアルの作成
- ・樹木調査
- ・近隣に影響を与える樹木の剪定など計画的な管理方法の検討
- ・ガイダンス施設の再整備の検討

## 第8章 史跡の活用

### 第1節 活用の方向性

うつのみや遺跡の広場では、活用も視野に入れた整備をしており、主に市内外の学校から、社会科の歴史学習、地域の歴史や自然を学ぶ総合的な学習の時間、遠足等に利用されてきました。特に歴史学習においては資料館での愛護会員による解説、復原建物の見学など、施設の特徴を活かした内容で実施しています。

小学生の夏休みに合わせ「縄文土器づくり体験」を実施し、子どもたちが縄文の文化に触れる機会を設けています。

豊かな自然環境を活かしたイベントも実施しており、毎年5月ごろにはニッコウキスゲの開花に合わせて開催する「キスゲまつり」には、園内の西側斜面に自生している一万株のニッコウキスゲを楽しむ来場者でにぎわいます。紅葉色づく11月には「縄文の秋まつり」を開催し、根古谷台遺跡に関わるミニ講演会や勾玉づくりなど、遺跡に親しんでいただく催しを実施しています。

近年、学校からの利用が減少傾向にあり、歴史教育のみならず、自然・環境教育の場としても積極的な活用を検討します。これまで重点的に取り組んできた学校教育・社会教育での活用に加え、観光資源としての活用も検討します。とりわけ、復原された長方形大型建物は国内有数の規模を誇るものであり、その内部を活用し、縄文時代の様子をより効果的に体感できるような方策を検討する必要があります。デジタル技術の導入や情報発信、施設活用の見直し、リーフレットの内容、発行部数、配布先の見直しなどを検討します。

また、市民から幅広くアイデアを募り、オリジナルキャラクターの制作や、来場者が遺跡に親しみを持てるグッズの開発・販売など、市民の参加・活用型事業を展開します。そして管理団体の高齢化、人手不足といった状況を踏まえ、今後ともこれまで実施してきた各種事業を安定的に継続できるよう、活用を契機として遺跡への愛着を育み、管理運営の後継者となる市民の育成を目指します。

### 第2節 活用の具体的な取組

基本方針③「史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用」に沿って、以下のように取り組みます。

- 児童・生徒・学生の歴史学習をはじめ学校教育での様々な利用増加に努めます。
- うつのみや遺跡の広場を自然学習や環境学習の場として活用します。
- 社会教育、観光資源、市民活動の場となるさまざまな活用事業を展開します。

- 史跡に親しむ体験型事業を充実させます。
- デジタル技術の導入や情報発信、施設活用の見直しなどを検討します。
- 遺跡の魅力を広く発信して市内外からの来場者を増加させます。

### 【主な取組】

- ・ 学校教育や社会教育で活用するために、復原建物等のデジタルデータを作成し、提供する。
- ・ うつのみや遺跡の広場の具体的な活用策の検討するための、検討会を実施する。
- ・ 敷地内除草作業体験、秋の木の実収穫体験等の体験型事業を充実する。
- ・ イベント時など集客の見込める際に長方形大型建物内部見学ができるよう、復原建物の積極的な活用を検討する。
- ・ 宇都宮市HPやSNS、デジタルコンテンツ等を活用した情報発信を充実する。
- ・ 広場における市内外の団体による出し物（演舞等）の場を提供するなど、観光資源としての活用を推進する。
- ・ 宇都宮の観光拠点である大谷地域との情報共有、相互の周知啓発活動を積極的に進め、観光拠点として周辺の文化財を含んだ活用の推進をはかる。
- ・ 茅葺屋根の保守等で同様の課題を持つ国指定史跡の大型建物群を有する自治体から、先行事例を学び今後の整備活用計画を検討する。
- ・ 分かりやすく、印象的なパンフレットを作成し、教育機関だけでなく、観光施設へ配布する。そのため、配布部数についても見直す。
- ・ 多言語化したパンフレットを作成するなど、外国人に向けた情報の提供を行う。
- ・ デジタル技術の活用や各種行事に対する学生の参加を誘導するため、大学との連携を模索する。
- ・ 地元の野菜や植物販売におけるイベント時の場の提供など、地場産業を活用した事業を検討する。
- ・ 遺跡を保護・活用管理する（愛護会の）後継者を育成するため、広場を拠点とした各種イベントを開催し、市民の集まりやすい環境づくりをめざす。

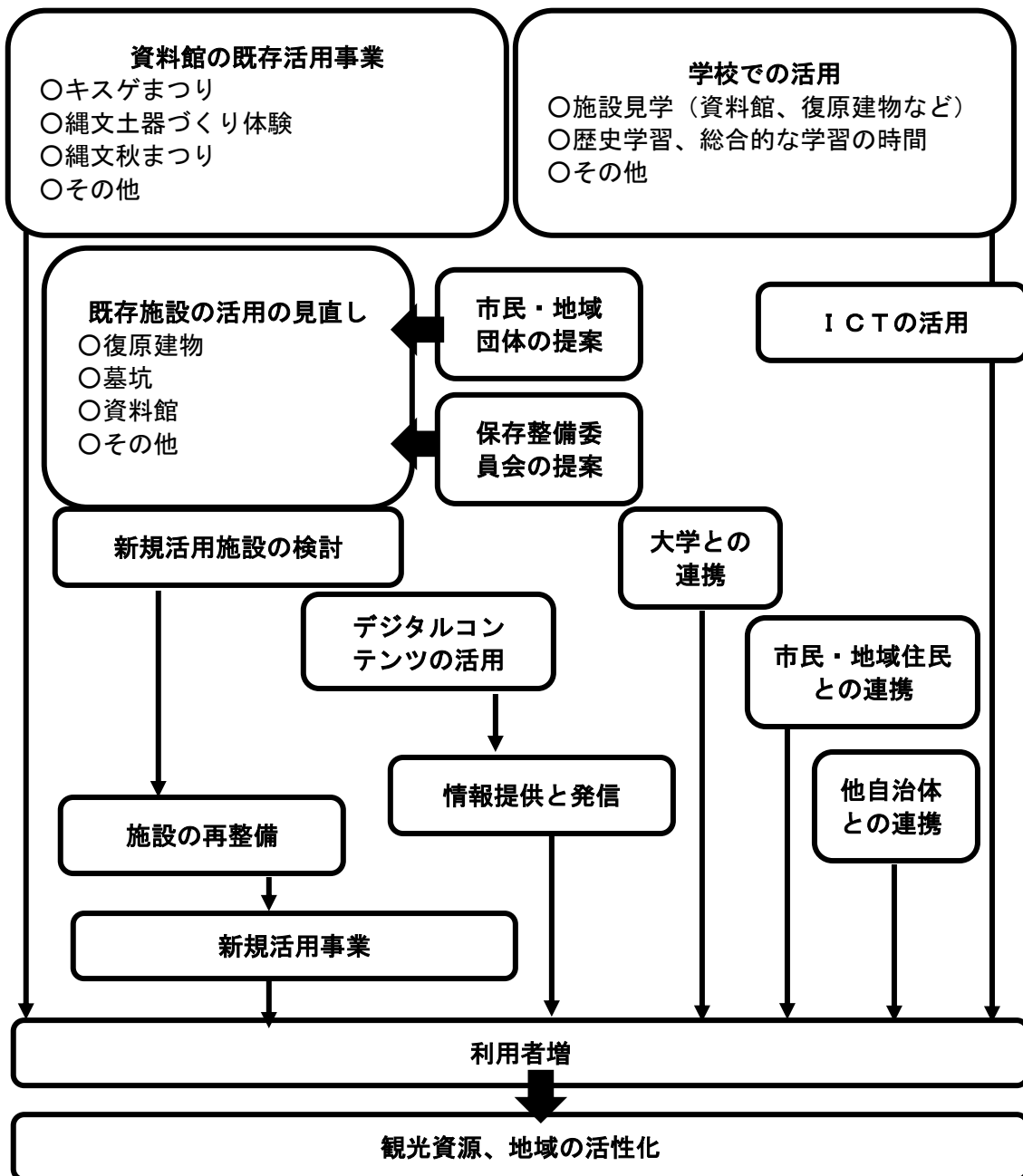


図 66 活用のイメージ図



## 第9章 史跡の整備

### 第1節 整備の方向性

うつのみや遺跡の広場は平成3年（1991）に開園してから、34年が経過した現在、施設として多くの課題を抱えています。

落葉や土砂が流入し、排水機能が低下している墓坑は、見せ方などについて他事例の調査をしたうえで再整備を検討します。

復原建物の経年劣化や建築基準法上の制限については、建物内に入る場合の条件を整理し、安全かつ効果的な建物内の見学ができる整備の在り方について、建築基準法や消防法、バリアフリー法等に関わる視点も含めて検討します。復原した竪穴建物（J-20）の周堤体部分の盛土が、長年にわたる雨水により流出し、側壁の柴垣部分が露出しており、維持管理を含めた復原建物の効果的な公開の在り方について検討するとともに、VRなどの最新技術の導入など他事例について調査研究し、再整備に向けた取組を進めます。

高木化した樹木は、縄文時代の景観創出という、開園当初の方針を維持しつつ、来園者及び近隣住民の安全を確保した保存活用を実現できる樹木の取り扱いを検討します。

大谷石の台座がすり減っているサイン施設は、今後、経過観察していきながら、対応策を検討します。

経年劣化により来園者の安全な歩行に支障が生じている自然散策路や園路については、修繕し歩行者の安全をはかります。

開園当初のままの資料館の展示は、最新の調査研究の成果を取り入れ、本遺跡の本質的価値が理解されるよう展示設計の見直しを検討します。また、新しいデジタル技術を導入し、縄文時代の暮らしがわかりやすく伝える方法を検討します。

館内が暗く展示物及び解説パネルが見つらいという声がある照明設備については、LED化をはかるなどの対応を検討します。

こうした課題を解消し、さらに学習と活用の充実を図るための再整備を実施します。

再整備にあたっては、以下の点に留意しながら計画を進めます。

- ① 史跡を適切に保存することができる整備とすること。
- ② 史跡の本質的価値を分かりやすく展示し、誰もが楽しく学べること。
- ③ 最新の研究成果を取り入れること。
- ④ 体験などの活用の幅が広がること。
- ⑤ 来園者が安全、快適に利用できること。

## 第2節 具体的な取組

基本方針④「史跡の特徴を生かした学習と活用につなげる環境の整備」に沿って、以下の様に取り組みます。

- 復原建物の茅葺屋根の落下防止及び対応策を検討します。
- 大雨時等の復原建物周堤体部分の盛土流出防止策を検討します。
- 高木化、枯れによる倒木の対応策について検討します。
- うつのみや遺跡の広場の資料館の展示物の充実を図ります。
- デジタル技術を導入し、縄文時代の暮らしを視覚的にわかりやすく伝える方法を検討します。
- 既存施設の在り方を検討します。
- うつのみや遺跡の広場の高木化や枯れのある樹木の伐採について検討します。

### 【主な取組】

- ・復原建物の茅葺屋根の補修方法の検討
- ・復原建物の周堤体部分の盛土流出を抑える工法の検討
- ・遺構に影響を及ぼす樹木の伐採・伐根の検討
- ・資料館の展示物におけるリニューアルについて検討
- ・デジタルコンテンツを活用した展示手法の検討
- ・学習広場（復元建物・芝生広場）などの施設の充実、改修
- ・復原建物の今後の在り方について検討
- ・既存サイン表示の修繕
- ・うつのみや遺跡の広場の樹木伐採箇所の検討
- ・外国人に向けた展示方法や表記方法の検討

# 第10章 史跡の運営

## 第1節 運営の方向性

うつのみや遺跡の広場の運営は、開園当初から西山文化財愛護会によって運営されており、平成18年度からは指定管理者となっており、現在まで運営を担っています。来園者対応から園内の日常管理と管理内容が多岐にわたることや、高齢化による維持管理業務に対する課題が懸念されていることから、基本的にはこの運営体制は今後も維持しつつも業務内容や管理体制を見直し、保存活用計画に定めた方針に沿って計画的な管理運営を進めていくこととします。

## 第2節 運営の具体的な取組

基本方針⑤「史跡を管理・活用する持続可能な運営」に沿って、以下のように取り組めます。

- 指定管理者による管理運営体制について検討します。
- 地域住民、地域団体との連携を進めます。
- 指定管理者との連携を検討します。
- 史跡の再整備の計画を文化庁と栃木県の指導・助言のもと進めます。

### 【主な取組】

- ・現状に即した管理運営体制の検討
- ・イベント等に地域住民、地域団体の積極的な参加を促す方法の検討
- ・再整備計画の推進
- ・根古谷台遺跡保存整備委員会の開催
- ・根古谷台遺跡保存整備庁内推進委員会の開催

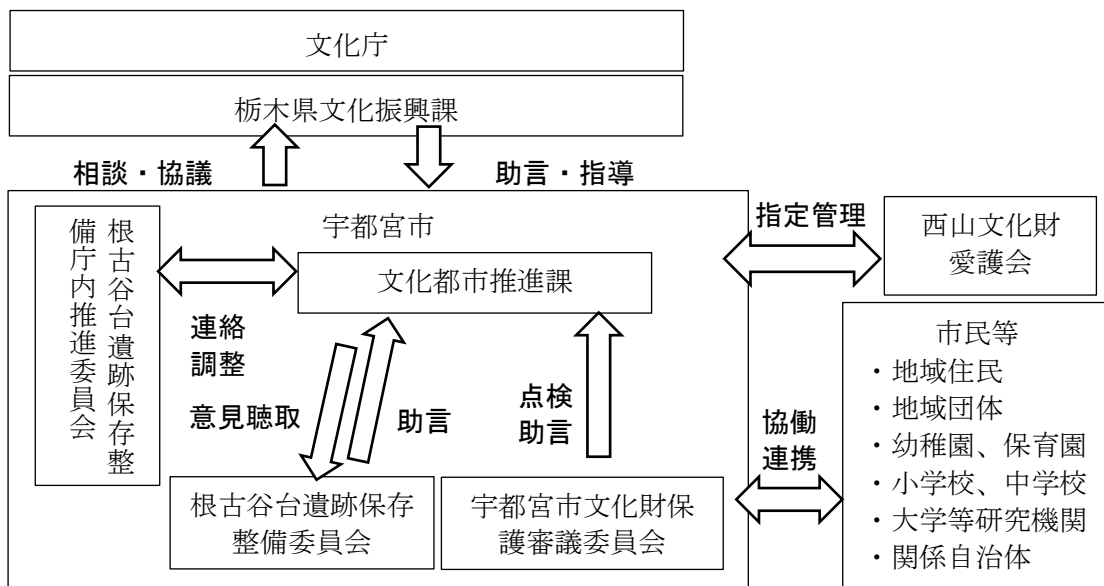


図69 運営体制 イメージ



# 第 1 1 章 実施計画

根古谷台遺跡保存活用計画の期間は令和 8 年度から 5 年間とします。その後も史跡の保存・管理・活用を継続し、経過観察を行います。

**表 13 実施計画表**

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
市の計画 ●第 6 次宇都宮市総合計画 ●第 3 次文化振興基本計画	(平成 30 年 3 月策定～) 策定 →					(～2050 年) →
基本方針① 史跡を未来へ継承するための適切な保存		<b>復原建物の茅葺屋根の補修方法の検討</b> <b>復原建物周堤体部分の盛土流出抑制の検討</b> <b>樹木の伐採・伐根の検討</b> 根古谷台遺跡と近隣遺跡の総合的な研究・追加指定に係る調査・研究				施工 → 施工 → 施工 →
基本方針② 史跡を理解するための復原建物等の展示物の適切な管理		<b>復原建物やサイン表示などの展示物の修繕計画と管理マニュアルの作成</b> <b>樹木の剪定など計画的な管理方法の検討</b> 市民参加型管理の検討 →				
基本方針③ 史跡の理解と利用者増につなげる積極的な活用	体験型事業の充実 情報発信の充実 他自治体との連携の推進 観光資源としての活用の推進	<b>うつのみや遺跡の広場の活用策の検討</b> 学校への ICT を活用した学習教材の作成と提供 周辺の文化財を含む活用の推進 大学との連携 地元産物を活用した事業の検討 外国人に向けた情報の提供				→
基本方針④ 史跡の特徴を生かした学習と活用につなげる環境の整備		<b>資料館の展示物のリニューアル検討</b> <b>デジタルコンテンツを活用した展示手法の検討</b> 施工 → 学習広場（芝生広場）などの施設の充実、改修 <b>復原建物の今後の在り方について検討</b> 施工 → <b>樹木伐採箇所</b> の検討 <b>外国人に向けた展示方法や表記方法の検討</b>				既存サイン表示の修繕 → 施工 →
基本方針⑤ 史跡を管理・活用する持続可能な運営		現状に即した管理運営体制の検討 イベント等に地域住民、地域団体の積極的な参加を促す方法の検討 再整備計画の推進（保存整備委員会・庁内推進委員会）				→
再整備計画 ●保存活用計画 ●展示施設基本計画 ●展示設計 ●展示工事	策定 →		第 1 次 →	第 1 次 →	第 2 次 →	第 2 次 →

※太字は令和 8 年度策定予定の「展示施設基本計画」での検討事項とする。



## 第 1 2 章 経過観察

史跡の保存，管理，活用は継続的に取り組む必要があります。また，計画期間中における社会情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ，P D C Aサイクルの考え方のもとで，定期的に運営状況を確認し，計画の見直しを行っていきます。

### 【史跡等の自己点検表】

分類	点検項目	取組状況		
		未実施	実施中	実施済
計画	・保存活用計画は策定されているか			
	・保存活用計画に基づいて実施されているか			
	・保存活用計画の見直しは実施されているか			
保存	・保存活用計画に基づいて実施されているか			
	・指定時における史跡の本質的価値について十分把握できているか			
	・調査等により史跡の価値等の再確認はできているか			
	・史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか			
	・災害対策は十分されているか			
	・境界標の設置、現地での範囲の把握はされているか			
	・保存盛土の流出対策を検討しているか			
管理	・遺構に影響を及ぼす樹木を把握し対策を講じているか			
	・日常的な管理はされているか			
	・復原建物などの展示物の管理は適切か			
	・樹木の管理は適切か			
	・除草などは適切に実施されているか			
	・園路は歩行に支障のある箇所はないか			
	・トイレなどの施設に損傷はないか			
	・環境保全のため地域住民や関係機関との連携が図られているか			
	・復原建物等の展示物の修繕計画は作成されているか			
・復原建物等の展示物の管理マニュアルは作成されているか				
活用	・樹木調査を実施し台帳を整備しているか			
	・保存活用計画に基づいて実施されているか			
	・施設・資料の公開が適切に行われているか			
	・史跡の本質的価値を学び理解する場となっているか			

第12章 経過観察

分類	点検項目	未実施	実施中	実施済
活用	・市民の文化的活動の場となっているか			
	・まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか			
	・地域の活性化としての活用がされているか			
	・史跡を活用する事業内容は適切か			
	・体験学習等の事業は計画的に実施されているか			
	・市民ニーズに則した事業を実施しているか			
	・学校教育との連携は進んでいるか			
	・外国人向けの対応はされているか			
	・パンフレット等は活用されているか			
	・ガイダンス施設は十分に活用されているか			
	・学校向けの手引きは作成したか			
	・学習ノートは作成したか			
	・ICTを活用した学習を提供しているか			
	・HPやSNSでの情報発信をしているか			
	・他の自治体の連携をすすめているか			
	・観光資源として活用がすすんでいるか			
・周辺の文化財を含んだ活用はすすんでいるか				
・大学との連携や地元特産品を活用した事業は検討しているか				
整備	・保存活用計画に基づいて実施されているか			
	・展示施設基本設計は策定されているか			
	・保存整備委員会の意見を聴取しているか			
	・保存整備庁内推進委員会の連絡・調整は図られているか			
	・資料館の展示リニューアルを検討しているか			
	・資料館の解説映像を検討しているか			
	・施設の改修を検討しているか			
	・サインの設置を検討しているか			
	・史跡の表現は学術的根拠に基づいているか			
	・遺構等に影響のないように整備されているか			
	・復原展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか			
・活用を意識した整備が行われているか				

分類	点検項目	未 実 施	実 施 中	実 施 済
整備	・多言語に対応した整備が行われているか			
	・ユニバーサルデザインを導入できたか			
	・展示施設基本計画に基づいて実施されたか			
	・展示施設基本計画の見直しはされているか			
運営	・保存活用計画に基づいて実施されているか			
	・適切な運営が行われているか			
	・体制については十分であるか			
	・他部署との連携は十分であるか			
	・地域との連携は十分であるか			
	・市民学芸員との協働は十分であるか			
	・適正な予算確保のための取組をしているか			



## 資料

- 宇都宮市文化財保護条例
- 宇都宮市文化財展示施設条例
- 文化財保護法（抜粋）
- 文化財保護法施行令（抜粋）
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出等に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する届出等に関する規則

○宇都宮市文化財保護条例

昭和 31 年 7 月 17 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、宇都宮市(以下「市」という。)の地域内に所在する文化を保存し、かつその活用をはかり、もつて市民の文化的向上に資するとともに、地方文化の進歩に貢献するを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で「文化財」とは次に掲げるものをいう。

- (1)有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- (2)無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3)民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- (4)記念物 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの
- (5)伝統的建造物群 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

(昭 50 条例 56・一部改正)

(市民、所有者等の心構え)

第 3 条 市民は、市長がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な民俗的所産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存し、できる限り公開する等その文化的活用を努めなければならない。
- 3 市長は、この条例の執行に当つて、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(昭 50 条例 56・令 5 条例 33・一部改正)

(指定)

第 4 条 市長は、市の地域内に所在する文化財のうち重要なものを、申請に基づき、宇都宮市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

(昭 50 条例 56・一部改正，平 14 条例 41・旧第 5 条繰上，令 5 条例 33・一部改正)

(認定)

第 5 条 市長は、市の地域内に所在する有形文化財の建造物(指定文化財であるものを除く。)を、申請に基づき、宇都宮市認定建造物(以下「認定建造物」という。)に認定することができる。

(平 14 条例 41・追加，令 5 条例 33・一部改正)

(解除)

第 6 条 指定文化財又は認定建造物が市の地域内に所在しなくなつたとき、その価値を失つたときその他特別な事情があるときは、市長は、その指定又は認定を解除することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、認定建造物が認定の日以後 10 年を経過した後において、その所有者から当該認定の解除の申出があつたときは、その認定を解除するものとする。

3 指定文化財が文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)若しくは栃木県文化財保護条例(昭和 38 年栃木県条例第 20 号)の規定により指定を受けたとき又は認定建造物がこれらの指定、法の規定による登録若しくは指定文化財の指定を受けたときは、当該指定文化財の指定又は認定建造物の認定は解除されたものとする。

(昭 50 条例 56・平 14 条例 41・令 5 条例 33・一部改正)

(無形文化財の保持者又は保持団体)

第 6 条の 2 市長は、無形文化財について第 4 条の規定による指定文化財の指定をするに当たっては、当該指定文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

2 市長は、無形文化財について指定文化財に指定した後においても、当該指定文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

3 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別な事情があるときは、市長は、保持者又は保持

団体の認定を解除することができる。

4 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、指定文化財の指定は解除されたものとする。

5 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他市長の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、市長の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日(保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知った日)から 20 日以内に市長に届出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(昭 50 条例 56・追加, 平 14 条例 41・令 5 条例 33・一部改正)

(告示及び通知)

第 7 条 市長は、第 4 条の規定により指定文化財に指定し、若しくは第 5 条の規定により認定建造物に認定し、又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によりこれを解除したときは、その旨を告示するとともに、当該指定文化財若しくは認定建造物の所有者、権原に基づく占有者、保持者又は保持団体(以下第 18 条において「所有者等」という。)にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、前条第 1 項から第 4 項までの規定により保持者又は保持団体に関する処分をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(昭 50 条例 56・全改, 平 14 条例 41・令 5 条例 33・一部改正)

(管理)

第 8 条 指定文化財又は認定建造物の所有者は、その文化財の管理に当るものとする。ただし、特別の事情のあるときは、他の適当な者にこれを管理させることができる。

(平 14 条例 41・一部改正)

第 9 条 前条の規定による所有者又は管理の責に任ずるもの(以下「管理者」という。)は、正当な理由がなくてその文化財の管理及び管理のための必要な措置を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

第 10 条 指定文化財又は認定建造物の管理に要する費用は、所有者又は管理者の負担とする。

2 指定文化財又は認定建造物の管理者がその文化財につき、入場料又は観覧料を徴収するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(平 14 条例 41・令 5 条例 33・一部改正)

(管理者の選任, 所有者及び管理者の変更等)

第 11 条 指定文化財又は認定建造物の所有者が第 8 条の規定によりその文化財の管理者を選任したときは, 速やかにその者と連署の上, その旨を市長に届出なければならない。管理者を変更したときも同様とする。

2 指定文化財又は認定建造物の所有者が変更したとき, 又は所有者若しくは管理者が氏名, 名称又は住所を変更したときは, 速やかに市長に届出なければならない。

(昭 50 条例 56・平 14 条例 41・令 5 条例 33・一部改正)

(所在の変更)

第 12 条 指定文化財又は認定建造物所在の場所を変更したときは, 所有者又は管理者は速やかにその旨を市長に届出なければならない。ただし, 一時的な所在の場所の変更についてはこの限りでない。

(平 14 条例 41・令 5 条例 33・一部改正)

(滅失又はき損)

第 13 条 指定文化財が滅失し, 若しくはき損し, 又はそのおそれのあるときは, 所有者又は管理者は速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(昭 50 条例 56・令 5 条例 33・一部改正)

(管理又は修理復旧に関する勧告)

第 14 条 管理者が不適任なため又は管理が適当でないために, 指定文化財がき損または滅失のおそれのある場合は, 市長は所有者又は管理者に対し, その管理に関する必要な措置を勧告することができる。

2 市長は, 指定文化財の修理又は復旧に関して必要があると認めるときは, 適切な措置を講ずるよう所有者又は管理者に対して勧告することができる。

(昭 50 条例 56・令 5 条例 33・一部改正)

(管理又は修理復旧に関する指導)

第 15 条 市長は, 認定建造物の管理が適当でないため, 認定建造物がき損し, 若しくは滅失するおそれのあるとき又はその修理若しくは復旧が必要であると認めるときは, 適切な措置を講ずるよう, 当該認定建造物の所有者又は管理者に対して指導することができる。

(平 14 条例 41・追加, 令 5 条例 33・一部改正)

(現状の変更)

第 16 条 指定文化財の現状を変更し, 又はその保存に影響を及ぼす行為をしよ

うとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示を与えることができる。
- 3 第1項の規定による許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、市長は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市長は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 5 第1項の規定は、認定建造物について準用する。この場合において、同項中「市長の許可を受けなければ」とあるのは「あらかじめ市長と協議しなければ」と読み替えるものとする。

(昭50条例56・一部改正、平14条例41・旧第15条繰下・一部改正、令5条例33・一部改正)

(環境保全)

第17条 市長は、指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、市長は、その通常生ずべき損失を補償する。

(昭50条例56・一部改正、平14条例41・旧第17条繰下、令5条例33・一部改正)

(出品又は公開)

第18条 市長は、指定文化財の所有者等又は管理者に対して公開の用に供するため、当該指定文化財を出品し、又は公開することを勧告することができる。

- 2 前項の規定による出品又は公開のために要する費用は、市長の負担とする。
- 3 指定文化財の所有者等又は管理者は、第三者が主催する展覧会その他の催しにおいて公衆の観覧に供しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- 4 第1項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該指定文化財が滅失し又はき損したときは、市長は、その所有者等又は管理者に対し、

その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該指定文化財が所有者等又は管理者の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(昭 50 条例 56・一部改正，平 14 条例 41・旧第 17 条繰下，令 5 条例 33・一部改正)

(調査及び報告)

第 19 条 市長は必要があると認めるときは、所有者又は権原に基づく占有者の同意を得て、その文化財を調査することができる。

2 市長は必要があると認めるときは、指定文化財又は認定建造物の管理者に対してその文化財の現状又は管理若しくは修理復旧の現況につき報告を求め、又は管理者の同意を得てこれを調査することができる。

(平 14 条例 41・旧第 18 条繰下・一部改正，令 5 条例 33・一部改正)

(有償譲渡の承認)

第 20 条 指定文化財又は認定建造物の所有者又は管理者は、この条例に基づき行われた補助に係るその文化財の修理若しくは復旧がなされた後、その文化財を有償で譲り渡そうとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定に違反して所有者又は管理者がその文化財を譲り渡したときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(平 14 条例 41・旧第 19 条繰下・一部改正，令 5 条例 33・一部改正)

(無形文化財の助成)

第 21 条 市長は、その区域内に所在する無形文化財のうち、特に価値の高いものについては適当な助成を行うことができる。

(平 14 条例 41・旧第 20 条繰下，令 5 条例 33・一部改正)

(補助金の交付)

第 22 条 市長は、次に掲げる場合は予算の範囲内において補助金を交付することができる。ただし、この場合市長は、補助の条件として必要な事項を指示し又は必要があると認めるときはこれを指揮監督することができる。

- (1) 指定文化財又は認定建造物の修理若しくは復旧、又は管理につき、所有者又は管理者がその負担にたえない場合
- (2) 第 14 条の規定による勧告に基づく措置のため経費を要した場合
- (3) 第 15 条の規定による指導に基づく措置のため経費を要した場合
- (4) 第 21 条の規定による助成を行う場合

(平 14 条例 41・旧第 22 条繰下・一部改正, 令 5 条例 33・旧第 23 条繰上・一部改正)

(雑則)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

(平 14 条例 41・旧第 23 条繰下, 令 5 条例 33・旧第 24 条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 公布の日から施行する。

(平 19 条例 3・一部改正)

(上河内町及び河内町の編入に伴う経過措置)

2 上河内町及び河内町の編入の日(以下「編入日」という。)前に, 上河内町文化財保護条例(昭和 51 年上河内村条例第 15 号)又は河内町文化財保護条例(平成 6 年河内町条例第 34 号)(以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分, 手続その他の行為は, この条例の相当規定によりなされた処分, 手続その他の行為とみなす。

(平 19 条例 3・全改)

3 編入日前に, 上河内町又は河内町の区域においてした行為に対する罰則の適用については, なお従前の編入前の条例の例による。

(平 19 条例 3・追加)

附 則(昭和 42 年 1 月 7 日条例第 2 号)

この条例は, 公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 12 月 25 日条例第 56 号)抄

この条例は, 公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 30 日第 41 号)抄

(施行期日)

1 この条例は, 平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 5 日条例第 3 号)

この条例は, 平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 22 日条例第 33 号)抄

(施行期日)

1 この条例は, 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○宇都宮市文化財展示施設条例

平成3年3月16日

条例第1号

(設置)

第1条 市が管理する古墳、城跡その他の遺跡及び建造物、工芸品その他の有形の文化的所産(復原物を含む。以下「文化財」という。)を広く市民に公開し、郷土の歴史と文化に対する関心を高め、教育、学術及び文化の振興を図るため、文化財展示施設(以下「展示施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 展示施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
うつのみや遺跡の広場	宇都宮市上欠町 151 番地 1
旧篠原家住宅	宇都宮市今泉 1 丁目 4 番 33 号
飛山城史跡公園	宇都宮市竹下町 380 番地 1
上河内民俗資料館	宇都宮市中里町 181 番地 3

(平8条例46・平16条例46・平19条例3・平28条例43・一部改正)

(事業)

第3条 展示施設は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 文化財を保管し、及び展示すること。
- (2) 文化財に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (3) その他第1条に掲げる目的達成に必要な事業

(観覧の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当すると認める場合は、展示施設の観覧を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 文化財、展示施設の施設(以下「施設」という。)又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 展示施設の管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(令5条例33・一部改正)

(観覧料)

第5条 展示施設のうち旧篠原家住宅を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市内に居住し、又は通学する高校生以下の者が

観覧するときは、観覧料を徴収しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条に規定する文化の日において、市内に居住する者が観覧するときは、観覧料を徴収しない。

(平 8 条例 46・追加, 平 14 条例 19・平 15 条例 31・一部改正)

(観覧料の減免)

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(平 8 条例 46・追加)

(観覧料の不還付)

第 7 条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平 8 条例 46・追加)

(原状回復義務等)

第 8 条 観覧しようとする者は、文化財、施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(平 8 条例 46・旧第 5 条繰下, 令 5 条例 33・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 9 条 市長は、展示施設の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者(以下「指定管理者」という。)に展示施設の管理を行わせることができる。

(平 17 条例 58・全改, 令 5 条例 33・一部改正)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 10 条 前条の規定により指定管理者に展示施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 展示施設の観覧及びその制限に関する業務
- (3) 展示施設の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第 4 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平 17 条例 58・追加, 令 5 条例 33・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 11 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに

従い、適正に展示施設の管理を行わなければならない。

(平 17 条例 58・追加)

(委任)

第 12 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平 8 条例 46・旧第 7 条繰下, 平 17 条例 58・旧第 10 条繰下, 令 5 条例 33・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 年 3 月 20 日から施行する。

(平 8 条例 46・旧附則・一部改正)

(供用の休止)

2 旧篠原家住宅は、第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、当分の間、利用に供しない。

(令 7 条例 28・全改)

附 則(平成 8 年 12 月 19 日条例第 46 号)

この条例は、平成 9 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 24 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 25 日条例第 19 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 27 日条例第 31 号)

この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 27 日条例第 37 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 27 日条例第 46 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 19 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日条例第 58 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第 9 条の規定により管理を委託している文化財展示施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)の施行の日から起算して 3 年を経過する日(同日前に地方

自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定に係る期間の初日の前日)までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 5 日条例第 3 号)

この条例は、平成 19 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 30 日条例第 43 号)

この条例は、平成 28 年 9 月 26 日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 22 日条例第 33 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 6 月 30 日条例第 28 号)

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

(平 8 条例 46・追加, 平 9 条例 4・平 16 条例 37・一部改正)

区分	個人	団体(1人につき)
一般	100 円	80 円
小学生・中学生	50 円	40 円

備考

- 1 団体とは、20 人以上をいう。
- 2 小学校就学前の者は、無料とする。

## 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上

又は学術上価値の高いもの、庭園、<sup>きょうりょう</sup>橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九条、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条

並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。  
(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調

査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同

じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第百三条 第百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

## 第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。

この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合には、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百

九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

- 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第十五条 第十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三条の二第一項を除く。）及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合

を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三

十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第一百五條第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第二百一十條 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二條 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二條の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四條 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八條及び第二十條で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一十條第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二條第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前條第二項で準用する第四十條第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二條の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前

項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
- (認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)
- 第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- (現状変更等の許可の特例)
- 第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。
- (認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)
- 第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。
- (認定の取消し)
- 第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その

旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

### 第十三章 罰則

第九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及

ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第二百二十三条第二項（第百八十六条第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項（第四十七条第三項（第八十三条で準用する場合を含む。）、第二百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。）、第四十九条（第八十五条で準用する場合を含む。）又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
- 二 正当な理由がなくて、第二百一十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者
- 三 正当な理由がなくて、第三百三十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者
- 二 第四十六条（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者
- 三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。））、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者
- 四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者
- 五 第五十三条の六（第八十五条の四（第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十七条の五（第九十条の四及び第三百三十三条の四において準用する場合を含む。）、第六十八条（第九十条第三項及び第三百三十三条に

において準用する場合を含む。)、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。)、第七十六条の十五(第九十条の十一において準用する場合を含む。)、第二百二十九条の五(第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第二百三十条(第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第二百三十一条又は第二百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなく、第二百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第五十六条第二項(第八十六条において準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百十九条第二項(第百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百二十条(第百三十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第百十八条及び第百二十条(これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。))並びに第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十三条の二第一項、第五十三条の四若しくは第五十三条の五(これらの規定を第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第百三十三条において準用する場合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十七条の四、第七十三条、第七十六条の九、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第八十五条の三(第七百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項(第百二十条、第百三十三条及び第七百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第二百二十七条第一項、第二百二十九

条の四（第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。）、第三十三條の三、第三十六條又は第三十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二條の二第五項（第三十四條の三第二項（第八十三條において準用する場合を含む。）、第六十條第四項及び第六十三條第二項（これらの規定を第九十條第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十條において準用する場合を含む。）又は第一百五條第四項（第三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

○文化財保護法施行令（抜粋）

昭和五十年政令第二百六十七号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十二条第二項（法第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都

道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更

等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第一百五条第一項（法第二百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又

は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三百十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

第六条 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下

この条及び第八条において同じ。)の教育委員会(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。)が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

- 一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務(同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。)
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)
- 2 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。)が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
  - 一 次に掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
    - イ 前条第四項第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等(認定市町村である町村の区域(管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。)内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)
    - ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等(当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。)における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)
  - 二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

- 3 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。
- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- 5 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。
- 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
- 7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
- 8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。
- 9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

（事務の区分）

第八条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の

規定により認定市町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）

第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所

六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時

八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知つた日

十二 滅失、毀損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。  
（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨

を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百十八条又は第一百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

- 2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
  - 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村)

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日